

【表紙】

| | |
|------------|---------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2021年4月6日提出 |
| 【計算期間】 | 第24特定期間(自 2020年7月8日至 2021年1月7日) |
| 【ファンド名】 | アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型） |
| 【発行者名】 | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 横川 直 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 伊藤 晃 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6250-4740 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、1,500億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型の別 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉となる資産) |
|---------------------------|----------------------------------|---|
| 単位型投信 追加型投信 | 国 内 海 外 内 外 | 株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合 |

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

| | |
|-------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 海 外 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債 券 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 (実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---------------------|------|--------|------|-------|
|---------------------|------|--------|------|-------|

| | | | | |
|--|--|---|----------------------------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他 | グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング | ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ | あり |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 | | | | なし |
| 不動産投信 | | | | |
| その他資産(投資信託証券(債券一般)) | | | | |
| 資産複合 | | | | |

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

| | |
|-----------------------------|---|
| その他資産 (投資信託証券 (債券一般)) | 投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として債券(一般 [*])に投資する。 *一般とは、公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。 |
| 年12回(毎月) | 目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 |
| アジア | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| オセアニア | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。 |
| 為替ヘッジなし | 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 |

* 1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色**特色 1**

日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし分散投資を行います。

- ◆ 日本を除くアジア諸国・地域への投資は、原則として当ファンドの純資産総額の50%以上とします。
- ◆ ソブリン債券・準ソブリン債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。
また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する国際機関債のほか、
当ファンドにおいてはオーストラリア、ニュージーランドの州(地方)政府債等もソブリン債券に含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

■ 現在投資しているアジア諸国・地域、パシフィック諸国 (2021年1月29日現在)

*主要投資対象国・地域は外務省が定義する「アジア」および「大洋州」から選定しております。

*資金管理目的で、主要投資対象国・地域以外のソブリン債券(米国債券等)に一部投資することもあります。

*上記の他、米国債券にも一部投資することもあります。

*上記の投資国・地域は将来変更となる可能性があります。

- ◆ 自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。

特色2

ソブリン債券・準ソブリン債券からの安定した利子収入の確保および
信託財産の成長を目指して運用を行います。

債券戦略

- 債券見通し(金利水準・金利見通し・信用力等)を考慮し、投資を行います。
利子収入期待の高い国・地域の債券への投資配分を高めます。

通貨戦略

- 為替見通しを考慮し、投資を行います。
通貨上昇期待の高い通貨への投資配分を高めます。
- ◆ 直物為替先渡取引(NDF)等を活用し、為替差益の獲得を目指すことがあります。

【直物為替先渡取引(NDF)】

一種の外国為替先渡取引であり、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差および元本により計算した額を、米ドル等に換算して、受け渡しを行う取引です。

・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制等で機動的に為替予約取引を行えないことがあります。その場合、NDFを活用します。

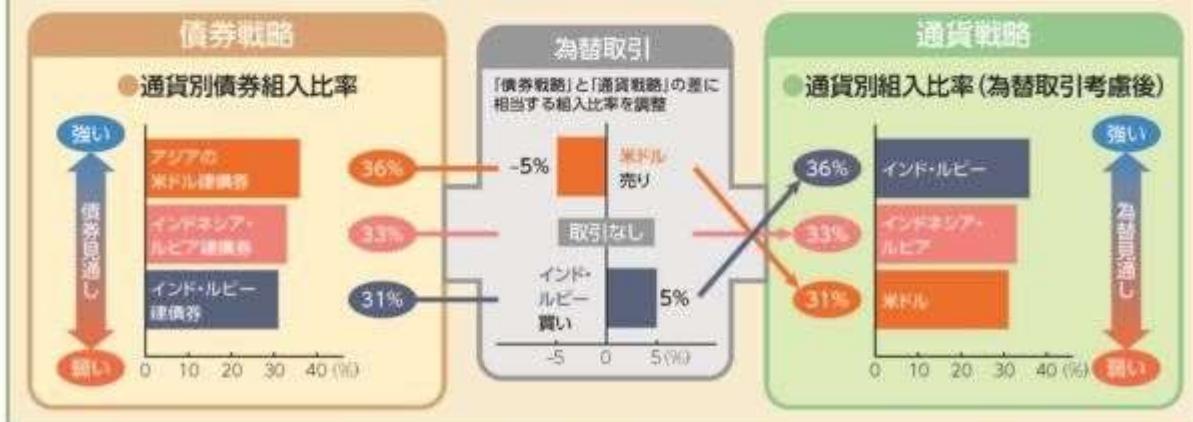
・NDFの取引価格は、為替予約取引とは異なり、規制等により裁定が働かない場合があるため、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

■ 主な収益の源泉

債券と為替の見通しを右記と
仮定した場合のイメージ図

| | 米ドル | インドネシア・ルピア | インド・ルピー |
|----|-----|------------|---------|
| 債券 | ○ | △ | × |
| 通貨 | × | △ | ○ |

左の表は、債券戦略と通貨戦略を簡単に説明するため債券、通貨毎の3通貨間の相対的な投資魅力を、○>△>×の順に表しています。
3通貨の実際の投資魅力とは異なります。



上記は、債券戦略と通貨戦略を簡単に説明するために簡略化した上で図表化したものであり、実際のポートフォリオとは異なります。
また、将来的に市場環境の変動等により変更される場合があります。

- ◆ 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆毎月7日(休業日のは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



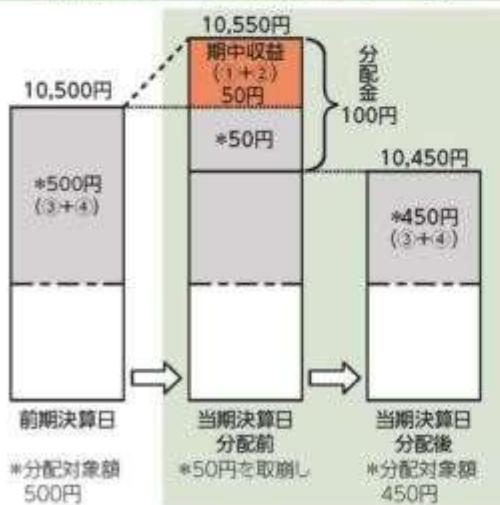
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

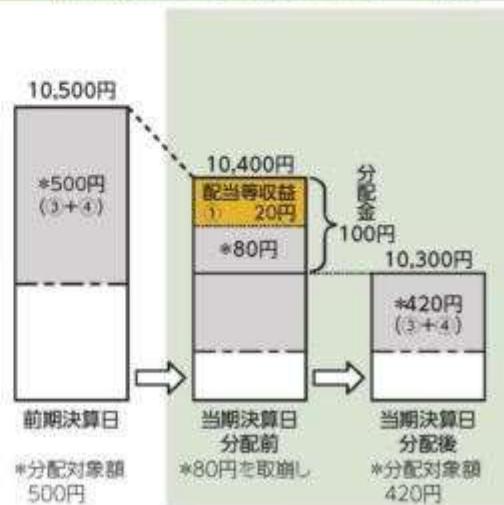
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



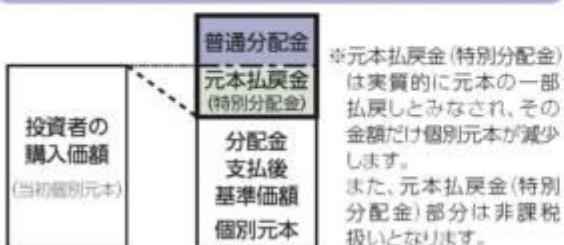
*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

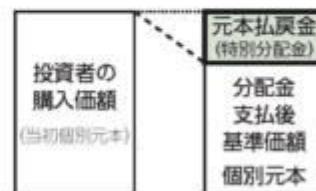
収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



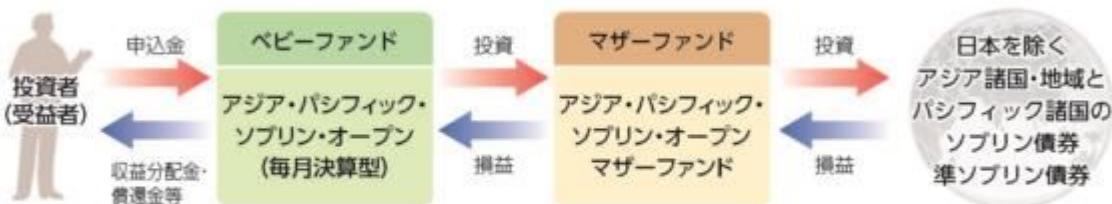
分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

| | |
|-------------------|---|
| マザーファンドへの投資 | マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資 | 外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。 |
| ソブリン債券以外への投資 | ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。 |
| 同一企業が発行する債券への投資 | 同一企業が発行する債券への実質投資は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。 |
| 同一通貨への投資 | 同一通貨への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。 |
| 同一国・地域が発行する債券への投資 | 同一国・地域が発行する債券への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の30%以内とします。 |

(2) 【ファンドの沿革】

2009年1月16日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から

三菱UFJ国際投信株式会社に承継

2017年10月7日 信託期間を2019年1月7日までから2024年1月5日までに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

| |
|----------|
| 投資家(受益者) |
|----------|

お申込金 収益分配金、解約代金等

| | |
|------|--|
| 販売会社 | 募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。 |
|------|--|

お申込金 収益分配金、解約代金等

| | |
|--|----------------------------|
| 受託会社(受託者) 三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行) | 委託会社(委託者) 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 信託財産の保管・管理等を行います。 | 信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。 |

投資 損益

| |
|---------|
| マザーファンド |
|---------|

投資 損益

| |
|-------|
| 有価証券等 |
|-------|

委託会社と関係法人との契約の概要

| | 概要 |
|-------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |

委託会社の概況(2021年1月末現在)

・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日

1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月

三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月

三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------|-------------------|----------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 211,581株 | 100.0% |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a . マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b . マザーファンド受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。
- c . ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
 - (a) ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
 - (b) 同一企業が発行する債券への実質投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - (c) 同一通貨への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - (d) 同一国・地域が発行する債券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - (e) 原則として、日本を除くアジア諸国・地域が発行する債券（ソブリン債券および準ソブリン債券）への実質投資は、信託財産の純資産総額の50%以上とします。
- d . 債券（ソブリン債券および準ソブリン債券）の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- e . 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。なお、直物為替先渡取引（NDF）等を活用した為替のコントロールにより為替益の獲得を目指すことがあります。
- f . 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデーターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a . 有価証券
- b . デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）投資制限 <信託約款に定められた投資制限> のないし および に定めるものに限ります。）に係る権利

c . 約束手形

d . 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたアジア・パシフィック・ソブリン・オーブン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a . 転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
 - b . 国債証券
 - c . 地方債証券
 - d . 特別の法律により法人の発行する債券
 - e . 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f . 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - g . 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - h . 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - i . 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - j . コマーシャル・ペーパー
 - k . 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - l . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a . から k . の証券または証書の性質を有するもの
 - m . 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - n . 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - o . 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - p . オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - q . 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - r . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - t . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - u . 外国の者に対する権利でt . の有価証券の性質を有するもの
- なお、a . の証券または証書、l . およびq . の証券または証書のうちa . の証券または

証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券ならびに1.、n.およびq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f. 外国の者に対する権利でe.の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa.からf.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

a. 先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

d. 直物為替先渡取引

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

-運用の基本方針-

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券(国債、政府保証債等をいいます。)および準ソブリン債券(政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。)を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除くアジア諸国・地域とパシフィック諸国のソブリン債券および準ソブリン債券を中心投資を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ. ソブリン債券以外への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

ロ. 同一企業が発行する債券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ハ. 同一通貨への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

二. 同一国・地域が発行する債券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ホ. 原則として、日本を除くアジア諸国・地域が発行する債券(ソブリン債券および準ソブリン

債券)への投資は、信託財産の純資産総額の50%以上とします。

債券(ソブリン債券および準ソブリン債券)の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。なお、直物為替先渡取引(NDF)等を活用した為替のコントロールにより、為替益の獲得を目指すことがあります。

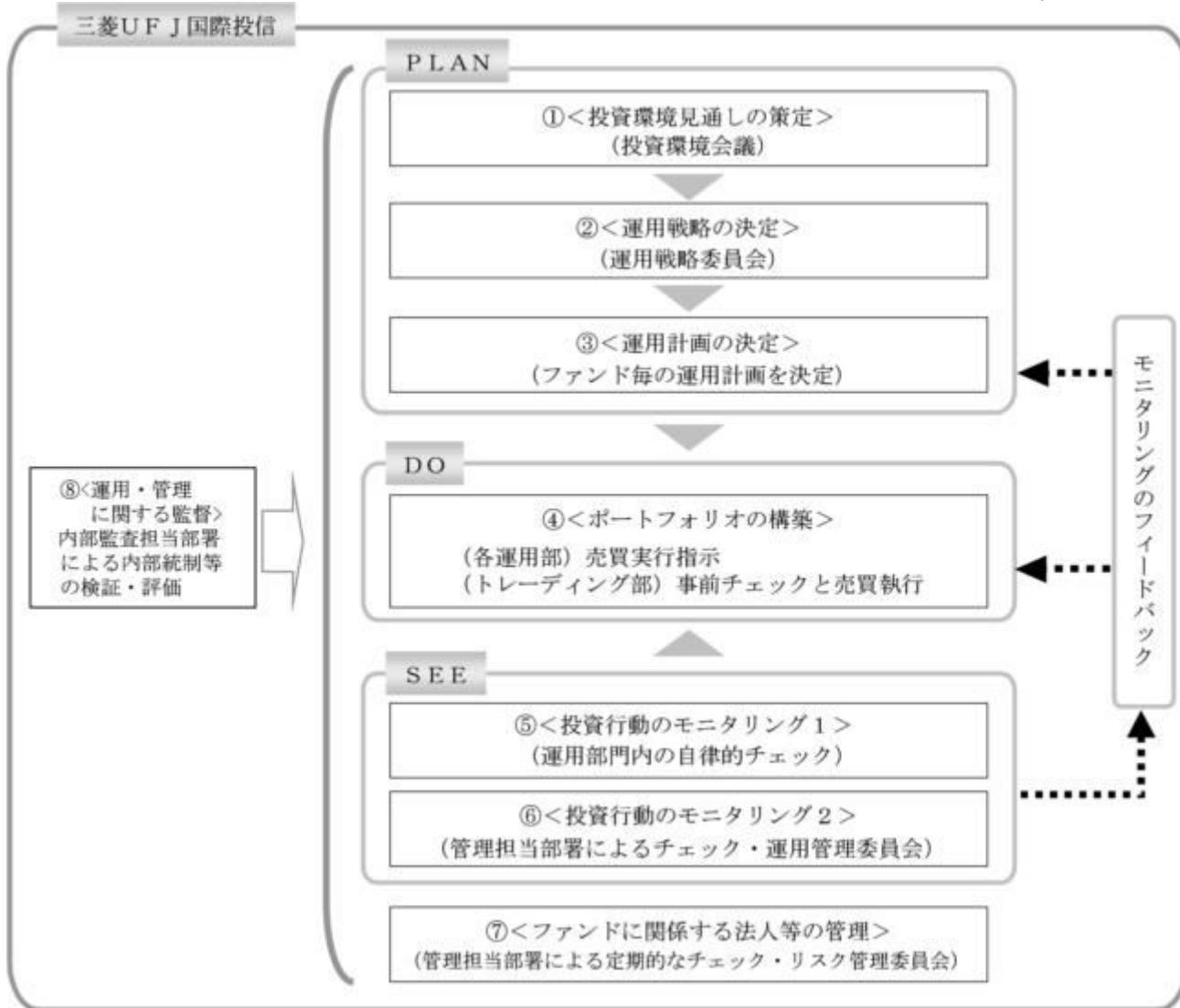
投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- (7) 直物為替先渡取引は、約款第28条の範囲で行います。
- (8) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係する法人については、その業務に関する委託会社の管理

担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎月7日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算日は2009年4月7日とします。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控

除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- b . 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

株式への投資

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

投資信託証券への投資

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- b . 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

（a）信託財産に属する株券

（b）株式分割により取得する株券

（c）信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取

引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(以下(b)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない

場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- e . 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f . 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等による投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b . 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b . 売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借り入れ

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . 当該借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d . 借り入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- b . 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c . 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- b . 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額等で評価するものとします。
- d . 委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議ができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

為替変動リスク

ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域およびパシフィック諸国の通貨建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。また、ファンドは一部の通貨について為替取引を行うことがあります。その場合は為替取引後の通貨の変動の影響を受けることになります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク（デフォルト・リスク）

債券発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

a . 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。

- b . 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
 - c . 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
 - d . 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。
- この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a . ファンドでは、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- b . 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c . 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- d . 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
- e . 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクリングオフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したもののみにして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指紋名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指紋で、わが国の株式市場全体の動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本債券 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファード | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファードとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指紋で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.2%が差引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

a . 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.65%（税抜 1.50%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b . 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 支払先 | 配分（税抜） | 対価として提供する役務の内容 |
|------|--------|---|
| 委託会社 | 0.86% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 0.60% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 0.04% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委

託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一

ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

令和3年1月29日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 8,590,104,049 | 99.70 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 25,772,180 | 0.30 |
| 純資産総額 | | 8,615,876,229 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和3年1月29日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|-----------|------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド | 3,265,330,159 | 2.6184 | 8,549,940,489 | 2.6307 | 8,590,104,049 | 99.70 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和3年1月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.70 |
| 合計 | 99.70 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年1月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

| | 純資産総額 | | 基準価額 (1万口当たりの純資産価額) | |
|---------------------------|----------------|----------------|------------------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第23計算期間末日 (平成23年2月7日) | 46,969,208,814 | 47,512,749,692 | 10,370 | 10,490 |
| 第24計算期間末日 (平成23年3月7日) | 49,878,228,744 | 50,456,614,270 | 10,348 | 10,468 |
| 第25計算期間末日 (平成23年4月7日) | 54,406,137,815 | 55,004,167,746 | 10,917 | 11,037 |
| 第26計算期間末日 (平成23年5月9日) | 53,588,401,664 | 54,210,906,878 | 10,330 | 10,450 |
| 第27計算期間末日 (平成23年6月7日) | 57,411,390,686 | 58,083,280,312 | 10,254 | 10,374 |
| 第28計算期間末日 (平成23年7月7日) | 61,720,307,913 | 62,439,684,630 | 10,296 | 10,416 |
| 第29計算期間末日 (平成23年8月8日) | 62,487,586,656 | 63,111,339,395 | 10,018 | 10,118 |
| 第30計算期間末日 (平成23年9月7日) | 61,900,131,122 | 62,528,647,299 | 9,849 | 9,949 |
| 第31計算期間末日 (平成23年10月7日) | 56,061,159,653 | 56,688,386,151 | 8,938 | 9,038 |
| 第32計算期間末日 (平成23年11月7日) | 57,541,185,090 | 58,158,171,057 | 9,326 | 9,426 |
| 第33計算期間末日 (平成23年12月7日) | 54,852,079,284 | 55,458,794,605 | 9,041 | 9,141 |
| 第34計算期間末日 (平成24年1月10日) | 52,361,101,874 | 52,955,744,125 | 8,805 | 8,905 |
| 第35計算期間末日 (平成24年2月7日) | 53,325,785,310 | 53,905,684,784 | 9,196 | 9,296 |
| 第36計算期間末日 (平成24年3月7日) | 53,835,663,191 | 54,405,533,045 | 9,447 | 9,547 |
| 第37計算期間末日 (平成24年4月9日) | 54,008,841,803 | 54,585,050,974 | 9,373 | 9,473 |
| 第38計算期間末日 (平成24年5月7日) | 52,426,085,104 | 53,004,969,228 | 9,056 | 9,156 |
| 第39計算期間末日 (平成24年6月7日) | 50,097,234,720 | 50,675,282,029 | 8,667 | 8,767 |
| 第40計算期間末日 (平成24年7月9日) | 50,492,153,168 | 51,066,138,793 | 8,797 | 8,897 |
| 第41計算期間末日 (平成24年8月7日) | 49,560,709,612 | 49,899,540,432 | 8,776 | 8,836 |

| | | | | | |
|-----------|---------------|----------------|----------------|--------|--------|
| 第42計算期間末日 | (平成24年 9月 7日) | 44,100,658,628 | 44,401,611,216 | 8,792 | 8,852 |
| 第43計算期間末日 | (平成24年10月 9日) | 42,067,801,869 | 42,351,336,919 | 8,902 | 8,962 |
| 第44計算期間末日 | (平成24年11月 7日) | 40,348,283,399 | 40,613,766,152 | 9,119 | 9,179 |
| 第45計算期間末日 | (平成24年12月 7日) | 38,966,230,469 | 39,214,328,300 | 9,424 | 9,484 |
| 第46計算期間末日 | (平成25年 1月 7日) | 39,073,045,904 | 39,306,786,153 | 10,030 | 10,090 |
| 第47計算期間末日 | (平成25年 2月 7日) | 39,680,940,323 | 39,904,203,595 | 10,664 | 10,724 |
| 第48計算期間末日 | (平成25年 3月 7日) | 38,412,293,786 | 38,628,213,366 | 10,674 | 10,734 |
| 第49計算期間末日 | (平成25年 4月 8日) | 39,322,865,510 | 39,586,428,813 | 11,190 | 11,265 |
| 第50計算期間末日 | (平成25年 5月 7日) | 39,317,876,652 | 39,576,785,538 | 11,389 | 11,464 |
| 第51計算期間末日 | (平成25年 6月 7日) | 36,804,874,863 | 37,063,071,672 | 10,691 | 10,766 |
| 第52計算期間末日 | (平成25年 7月 8日) | 34,763,867,133 | 35,015,457,445 | 10,363 | 10,438 |
| 第53計算期間末日 | (平成25年 8月 7日) | 32,256,475,300 | 32,501,971,308 | 9,854 | 9,929 |
| 第54計算期間末日 | (平成25年 9月 9日) | 30,342,924,941 | 30,580,567,226 | 9,576 | 9,651 |
| 第55計算期間末日 | (平成25年10月 7日) | 30,202,463,812 | 30,435,223,867 | 9,732 | 9,807 |
| 第56計算期間末日 | (平成25年11月 7日) | 29,918,177,898 | 30,145,702,050 | 9,862 | 9,937 |
| 第57計算期間末日 | (平成25年12月 9日) | 29,131,204,265 | 29,349,364,606 | 10,015 | 10,090 |
| 第58計算期間末日 | (平成26年 1月 7日) | 26,976,577,068 | 27,180,381,298 | 9,927 | 10,002 |
| 第59計算期間末日 | (平成26年 2月 7日) | 25,559,637,619 | 25,759,091,372 | 9,611 | 9,686 |
| 第60計算期間末日 | (平成26年 3月 7日) | 25,836,578,167 | 26,032,115,291 | 9,910 | 9,985 |
| 第61計算期間末日 | (平成26年 4月 7日) | 25,101,203,353 | 25,290,160,472 | 9,963 | 10,038 |
| 第62計算期間末日 | (平成26年 5月 7日) | 24,925,159,293 | 25,113,674,286 | 9,916 | 9,991 |
| 第63計算期間末日 | (平成26年 6月 9日) | 24,461,226,405 | 24,643,308,085 | 10,076 | 10,151 |
| 第64計算期間末日 | (平成26年 7月 7日) | 23,786,605,700 | 23,965,129,831 | 9,993 | 10,068 |
| 第65計算期間末日 | (平成26年 8月 7日) | 23,373,337,410 | 23,550,547,354 | 9,892 | 9,967 |
| 第66計算期間末日 | (平成26年 9月 8日) | 23,726,565,203 | 23,901,549,631 | 10,169 | 10,244 |
| 第67計算期間末日 | (平成26年10月 7日) | 23,749,362,467 | 23,924,551,551 | 10,167 | 10,242 |
| 第68計算期間末日 | (平成26年11月 7日) | 24,694,133,237 | 24,867,462,134 | 10,685 | 10,760 |
| 第69計算期間末日 | (平成26年12月 8日) | 25,110,048,335 | 25,278,771,302 | 11,162 | 11,237 |
| 第70計算期間末日 | (平成27年 1月 7日) | 23,992,995,735 | 24,161,071,970 | 10,706 | 10,781 |
| 第71計算期間末日 | (平成27年 2月 9日) | 24,295,685,666 | 24,464,351,558 | 10,803 | 10,878 |
| 第72計算期間末日 | (平成27年 3月 9日) | 24,182,883,982 | 24,351,716,857 | 10,743 | 10,818 |
| 第73計算期間末日 | (平成27年 4月 7日) | 24,101,050,868 | 24,269,996,558 | 10,699 | 10,774 |
| 第74計算期間末日 | (平成27年 5月 7日) | 23,895,805,548 | 24,065,595,945 | 10,555 | 10,630 |
| 第75計算期間末日 | (平成27年 6月 8日) | 24,569,396,082 | 24,741,129,684 | 10,730 | 10,805 |
| 第76計算期間末日 | (平成27年 7月 7日) | 24,108,157,936 | 24,282,105,524 | 10,395 | 10,470 |
| 第77計算期間末日 | (平成27年 8月 7日) | 23,813,845,953 | 23,986,763,786 | 10,329 | 10,404 |
| 第78計算期間末日 | (平成27年 9月 7日) | 21,258,095,612 | 21,428,747,177 | 9,343 | 9,418 |
| 第79計算期間末日 | (平成27年10月 7日) | 21,411,724,847 | 21,580,070,305 | 9,539 | 9,614 |
| 第80計算期間末日 | (平成27年11月 9日) | 21,590,158,753 | 21,755,577,369 | 9,789 | 9,864 |
| 第81計算期間末日 | (平成27年12月 7日) | 21,103,563,777 | 21,266,020,525 | 9,743 | 9,818 |
| 第82計算期間末日 | (平成28年 1月 7日) | 19,530,406,666 | 19,689,817,765 | 9,189 | 9,264 |
| 第83計算期間末日 | (平成28年 2月 8日) | 19,234,830,670 | 19,393,036,033 | 9,119 | 9,194 |

| | | | | | |
|------------|---------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 第84計算期間末日 | (平成28年 3月 7日) | 18,839,261,138 | 18,995,586,403 | 9,038 | 9,113 |
| 第85計算期間末日 | (平成28年 4月 7日) | 18,453,394,491 | 18,608,288,865 | 8,935 | 9,010 |
| 第86計算期間末日 | (平成28年 5月 9日) | 17,675,236,703 | 17,828,534,426 | 8,648 | 8,723 |
| 第87計算期間末日 | (平成28年 6月 7日) | 17,425,755,838 | 17,577,650,106 | 8,604 | 8,679 |
| 第88計算期間末日 | (平成28年 7月 7日) | 16,391,779,989 | 16,542,028,915 | 8,182 | 8,257 |
| 第89計算期間末日 | (平成28年 8月 8日) | 16,535,673,157 | 16,684,163,215 | 8,352 | 8,427 |
| 第90計算期間末日 | (平成28年 9月 7日) | 16,378,780,779 | 16,476,900,939 | 8,346 | 8,396 |
| 第91計算期間末日 | (平成28年10月 7日) | 15,852,868,980 | 15,947,712,939 | 8,357 | 8,407 |
| 第92計算期間末日 | (平成28年11月 7日) | 15,297,901,617 | 15,390,679,913 | 8,244 | 8,294 |
| 第93計算期間末日 | (平成28年12月 7日) | 15,773,189,327 | 15,864,664,575 | 8,622 | 8,672 |
| 第94計算期間末日 | (平成29年 1月10日) | 15,508,861,665 | 15,598,388,537 | 8,662 | 8,712 |
| 第95計算期間末日 | (平成29年 2月 7日) | 14,980,403,414 | 15,068,516,764 | 8,501 | 8,551 |
| 第96計算期間末日 | (平成29年 3月 7日) | 14,978,563,882 | 15,065,959,643 | 8,569 | 8,619 |
| 第97計算期間末日 | (平成29年 4月 7日) | 14,621,819,617 | 14,708,253,115 | 8,458 | 8,508 |
| 第98計算期間末日 | (平成29年 5月 8日) | 14,641,527,621 | 14,726,950,511 | 8,570 | 8,620 |
| 第99計算期間末日 | (平成29年 6月 7日) | 14,191,454,597 | 14,275,223,798 | 8,471 | 8,521 |
| 第100計算期間末日 | (平成29年 7月 7日) | 14,253,503,088 | 14,335,944,992 | 8,645 | 8,695 |
| 第101計算期間末日 | (平成29年 8月 7日) | 14,063,344,369 | 14,145,046,611 | 8,606 | 8,656 |
| 第102計算期間末日 | (平成29年 9月 7日) | 13,864,590,684 | 13,946,139,846 | 8,501 | 8,551 |
| 第103計算期間末日 | (平成29年10月10日) | 13,863,214,469 | 13,944,016,581 | 8,578 | 8,628 |
| 第104計算期間末日 | (平成29年11月 7日) | 13,856,339,156 | 13,936,380,411 | 8,656 | 8,706 |
| 第105計算期間末日 | (平成29年12月 7日) | 13,652,214,559 | 13,731,578,844 | 8,601 | 8,651 |
| 第106計算期間末日 | (平成30年 1月 9日) | 13,892,837,901 | 13,971,701,934 | 8,808 | 8,858 |
| 第107計算期間末日 | (平成30年 2月 7日) | 13,281,474,222 | 13,360,135,521 | 8,442 | 8,492 |
| 第108計算期間末日 | (平成30年 3月 7日) | 12,585,046,662 | 12,663,321,247 | 8,039 | 8,089 |
| 第109計算期間末日 | (平成30年 4月 9日) | 12,661,839,066 | 12,739,452,648 | 8,157 | 8,207 |
| 第110計算期間末日 | (平成30年 5月 7日) | 12,346,378,026 | 12,423,298,219 | 8,025 | 8,075 |
| 第111計算期間末日 | (平成30年 6月 7日) | 12,244,004,459 | 12,320,152,741 | 8,040 | 8,090 |
| 第112計算期間末日 | (平成30年 7月 9日) | 11,684,851,646 | 11,759,869,248 | 7,788 | 7,838 |
| 第113計算期間末日 | (平成30年 8月 7日) | 11,464,181,004 | 11,538,081,685 | 7,756 | 7,806 |
| 第114計算期間末日 | (平成30年 9月 7日) | 10,979,609,134 | 11,052,481,246 | 7,533 | 7,583 |
| 第115計算期間末日 | (平成30年10月 9日) | 10,763,151,281 | 10,834,884,843 | 7,502 | 7,552 |
| 第116計算期間末日 | (平成30年11月 7日) | 10,860,178,308 | 10,931,334,223 | 7,631 | 7,681 |
| 第117計算期間末日 | (平成30年12月 7日) | 10,904,089,842 | 10,974,645,776 | 7,727 | 7,777 |
| 第118計算期間末日 | (平成31年 1月 7日) | 10,513,864,152 | 10,583,897,350 | 7,506 | 7,556 |
| 第119計算期間末日 | (平成31年 2月 7日) | 10,723,322,435 | 10,793,322,495 | 7,660 | 7,710 |
| 第120計算期間末日 | (平成31年 3月 7日) | 10,765,022,347 | 10,834,602,537 | 7,736 | 7,786 |
| 第121計算期間末日 | (平成31年 4月 8日) | 10,772,921,031 | 10,842,056,251 | 7,791 | 7,841 |
| 第122計算期間末日 | (令和 1年 5月 7日) | 10,479,169,317 | 10,547,846,396 | 7,629 | 7,679 |
| 第123計算期間末日 | (令和 1年 6月 7日) | 10,359,749,373 | 10,428,243,806 | 7,562 | 7,612 |
| 第124計算期間末日 | (令和 1年 7月 8日) | 10,534,062,160 | 10,602,134,316 | 7,737 | 7,787 |
| 第125計算期間末日 | (令和 1年 8月 7日) | 10,143,481,714 | 10,211,294,227 | 7,479 | 7,529 |

| | | | | | |
|------------|---------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 第126計算期間末日 | (令和 1年 9月 9日) | 10,217,065,518 | 10,284,613,435 | 7,563 | 7,613 |
| 第127計算期間末日 | (令和 1年10月 7日) | 10,076,020,791 | 10,142,893,263 | 7,534 | 7,584 |
| 第128計算期間末日 | (令和 1年11月 7日) | 10,150,728,877 | 10,217,036,324 | 7,654 | 7,704 |
| 第129計算期間末日 | (令和 1年12月 9日) | 9,993,616,956 | 10,059,597,484 | 7,573 | 7,623 |
| 第130計算期間末日 | (令和 2年 1月 7日) | 9,932,744,214 | 9,998,137,770 | 7,595 | 7,645 |
| 第131計算期間末日 | (令和 2年 2月 7日) | 9,979,846,223 | 10,018,725,520 | 7,701 | 7,731 |
| 第132計算期間末日 | (令和 2年 3月 9日) | 9,160,122,337 | 9,198,611,363 | 7,140 | 7,170 |
| 第133計算期間末日 | (令和 2年 4月 7日) | 8,714,192,123 | 8,752,342,689 | 6,852 | 6,882 |
| 第134計算期間末日 | (令和 2年 5月 7日) | 8,797,480,026 | 8,835,459,382 | 6,949 | 6,979 |
| 第135計算期間末日 | (令和 2年 6月 8日) | 9,421,758,015 | 9,459,524,194 | 7,484 | 7,514 |
| 第136計算期間末日 | (令和 2年 7月 7日) | 9,211,839,198 | 9,249,348,999 | 7,368 | 7,398 |
| 第137計算期間末日 | (令和 2年 8月 7日) | 9,145,535,848 | 9,182,589,549 | 7,405 | 7,435 |
| 第138計算期間末日 | (令和 2年 9月 7日) | 9,153,202,352 | 9,190,020,648 | 7,458 | 7,488 |
| 第139計算期間末日 | (令和 2年10月 7日) | 8,946,280,072 | 8,982,697,133 | 7,370 | 7,400 |
| 第140計算期間末日 | (令和 2年11月 9日) | 8,841,799,175 | 8,877,795,523 | 7,369 | 7,399 |
| 第141計算期間末日 | (令和 2年12月 7日) | 8,816,657,682 | 8,852,002,574 | 7,483 | 7,513 |
| 第142計算期間末日 | (令和 3年 1月 7日) | 8,653,158,887 | 8,687,778,815 | 7,498 | 7,528 |
| | 令和 2年 1月末日 | 9,984,533,358 | | 7,687 | |
| | 2月末日 | 9,851,305,518 | | 7,655 | |
| | 3月末日 | 8,905,456,308 | | 6,983 | |
| | 4月末日 | 8,888,239,438 | | 7,021 | |
| | 5月末日 | 9,071,369,476 | | 7,196 | |
| | 6月末日 | 9,258,311,012 | | 7,390 | |
| | 7月末日 | 9,075,662,433 | | 7,329 | |
| | 8月末日 | 9,146,771,609 | | 7,429 | |
| | 9月末日 | 8,996,734,049 | | 7,407 | |
| | 10月末日 | 8,836,572,039 | | 7,350 | |
| | 11月末日 | 8,843,118,172 | | 7,469 | |
| | 12月末日 | 8,713,157,343 | | 7,519 | |
| | 令和 3年 1月末日 | 8,615,876,229 | | 7,526 | |

【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---------|------------|
| 第23計算期間 | 120円 |
| 第24計算期間 | 120円 |
| 第25計算期間 | 120円 |
| 第26計算期間 | 120円 |
| 第27計算期間 | 120円 |
| 第28計算期間 | 120円 |
| 第29計算期間 | 100円 |

| | |
|---------|------|
| 第30計算期間 | 100円 |
| 第31計算期間 | 100円 |
| 第32計算期間 | 100円 |
| 第33計算期間 | 100円 |
| 第34計算期間 | 100円 |
| 第35計算期間 | 100円 |
| 第36計算期間 | 100円 |
| 第37計算期間 | 100円 |
| 第38計算期間 | 100円 |
| 第39計算期間 | 100円 |
| 第40計算期間 | 100円 |
| 第41計算期間 | 60円 |
| 第42計算期間 | 60円 |
| 第43計算期間 | 60円 |
| 第44計算期間 | 60円 |
| 第45計算期間 | 60円 |
| 第46計算期間 | 60円 |
| 第47計算期間 | 60円 |
| 第48計算期間 | 60円 |
| 第49計算期間 | 75円 |
| 第50計算期間 | 75円 |
| 第51計算期間 | 75円 |
| 第52計算期間 | 75円 |
| 第53計算期間 | 75円 |
| 第54計算期間 | 75円 |
| 第55計算期間 | 75円 |
| 第56計算期間 | 75円 |
| 第57計算期間 | 75円 |
| 第58計算期間 | 75円 |
| 第59計算期間 | 75円 |
| 第60計算期間 | 75円 |
| 第61計算期間 | 75円 |
| 第62計算期間 | 75円 |
| 第63計算期間 | 75円 |
| 第64計算期間 | 75円 |
| 第65計算期間 | 75円 |
| 第66計算期間 | 75円 |
| 第67計算期間 | 75円 |
| 第68計算期間 | 75円 |
| 第69計算期間 | 75円 |
| 第70計算期間 | 75円 |
| 第71計算期間 | 75円 |

| | |
|----------|-----|
| 第72計算期間 | 75円 |
| 第73計算期間 | 75円 |
| 第74計算期間 | 75円 |
| 第75計算期間 | 75円 |
| 第76計算期間 | 75円 |
| 第77計算期間 | 75円 |
| 第78計算期間 | 75円 |
| 第79計算期間 | 75円 |
| 第80計算期間 | 75円 |
| 第81計算期間 | 75円 |
| 第82計算期間 | 75円 |
| 第83計算期間 | 75円 |
| 第84計算期間 | 75円 |
| 第85計算期間 | 75円 |
| 第86計算期間 | 75円 |
| 第87計算期間 | 75円 |
| 第88計算期間 | 75円 |
| 第89計算期間 | 75円 |
| 第90計算期間 | 50円 |
| 第91計算期間 | 50円 |
| 第92計算期間 | 50円 |
| 第93計算期間 | 50円 |
| 第94計算期間 | 50円 |
| 第95計算期間 | 50円 |
| 第96計算期間 | 50円 |
| 第97計算期間 | 50円 |
| 第98計算期間 | 50円 |
| 第99計算期間 | 50円 |
| 第100計算期間 | 50円 |
| 第101計算期間 | 50円 |
| 第102計算期間 | 50円 |
| 第103計算期間 | 50円 |
| 第104計算期間 | 50円 |
| 第105計算期間 | 50円 |
| 第106計算期間 | 50円 |
| 第107計算期間 | 50円 |
| 第108計算期間 | 50円 |
| 第109計算期間 | 50円 |
| 第110計算期間 | 50円 |
| 第111計算期間 | 50円 |
| 第112計算期間 | 50円 |
| 第113計算期間 | 50円 |

| | |
|----------|-----|
| 第114計算期間 | 50円 |
| 第115計算期間 | 50円 |
| 第116計算期間 | 50円 |
| 第117計算期間 | 50円 |
| 第118計算期間 | 50円 |
| 第119計算期間 | 50円 |
| 第120計算期間 | 50円 |
| 第121計算期間 | 50円 |
| 第122計算期間 | 50円 |
| 第123計算期間 | 50円 |
| 第124計算期間 | 50円 |
| 第125計算期間 | 50円 |
| 第126計算期間 | 50円 |
| 第127計算期間 | 50円 |
| 第128計算期間 | 50円 |
| 第129計算期間 | 50円 |
| 第130計算期間 | 50円 |
| 第131計算期間 | 30円 |
| 第132計算期間 | 30円 |
| 第133計算期間 | 30円 |
| 第134計算期間 | 30円 |
| 第135計算期間 | 30円 |
| 第136計算期間 | 30円 |
| 第137計算期間 | 30円 |
| 第138計算期間 | 30円 |
| 第139計算期間 | 30円 |
| 第140計算期間 | 30円 |
| 第141計算期間 | 30円 |
| 第142計算期間 | 30円 |

【收益率の推移】

| | 收益率(%) |
|---------|--------|
| 第23計算期間 | 1.58 |
| 第24計算期間 | 0.94 |
| 第25計算期間 | 6.65 |
| 第26計算期間 | 4.27 |
| 第27計算期間 | 0.42 |
| 第28計算期間 | 1.57 |
| 第29計算期間 | 1.72 |
| 第30計算期間 | 0.68 |

| | |
|---------|------|
| 第31計算期間 | 8.23 |
| 第32計算期間 | 5.45 |
| 第33計算期間 | 1.98 |
| 第34計算期間 | 1.50 |
| 第35計算期間 | 5.57 |
| 第36計算期間 | 3.81 |
| 第37計算期間 | 0.27 |
| 第38計算期間 | 2.31 |
| 第39計算期間 | 3.19 |
| 第40計算期間 | 2.65 |
| 第41計算期間 | 0.44 |
| 第42計算期間 | 0.86 |
| 第43計算期間 | 1.93 |
| 第44計算期間 | 3.11 |
| 第45計算期間 | 4.00 |
| 第46計算期間 | 7.06 |
| 第47計算期間 | 6.91 |
| 第48計算期間 | 0.65 |
| 第49計算期間 | 5.53 |
| 第50計算期間 | 2.44 |
| 第51計算期間 | 5.47 |
| 第52計算期間 | 2.36 |
| 第53計算期間 | 4.18 |
| 第54計算期間 | 2.06 |
| 第55計算期間 | 2.41 |
| 第56計算期間 | 2.10 |
| 第57計算期間 | 2.31 |
| 第58計算期間 | 0.12 |
| 第59計算期間 | 2.42 |
| 第60計算期間 | 3.89 |
| 第61計算期間 | 1.29 |
| 第62計算期間 | 0.28 |
| 第63計算期間 | 2.36 |
| 第64計算期間 | 0.07 |
| 第65計算期間 | 0.26 |
| 第66計算期間 | 3.55 |
| 第67計算期間 | 0.71 |
| 第68計算期間 | 5.83 |
| 第69計算期間 | 5.16 |
| 第70計算期間 | 3.41 |
| 第71計算期間 | 1.60 |
| 第72計算期間 | 0.13 |

| | |
|----------|------|
| 第73計算期間 | 0.28 |
| 第74計算期間 | 0.64 |
| 第75計算期間 | 2.36 |
| 第76計算期間 | 2.42 |
| 第77計算期間 | 0.08 |
| 第78計算期間 | 8.81 |
| 第79計算期間 | 2.90 |
| 第80計算期間 | 3.40 |
| 第81計算期間 | 0.29 |
| 第82計算期間 | 4.91 |
| 第83計算期間 | 0.05 |
| 第84計算期間 | 0.06 |
| 第85計算期間 | 0.30 |
| 第86計算期間 | 2.37 |
| 第87計算期間 | 0.35 |
| 第88計算期間 | 4.03 |
| 第89計算期間 | 2.99 |
| 第90計算期間 | 0.52 |
| 第91計算期間 | 0.73 |
| 第92計算期間 | 0.75 |
| 第93計算期間 | 5.19 |
| 第94計算期間 | 1.04 |
| 第95計算期間 | 1.28 |
| 第96計算期間 | 1.38 |
| 第97計算期間 | 0.71 |
| 第98計算期間 | 1.91 |
| 第99計算期間 | 0.57 |
| 第100計算期間 | 2.64 |
| 第101計算期間 | 0.12 |
| 第102計算期間 | 0.63 |
| 第103計算期間 | 1.49 |
| 第104計算期間 | 1.49 |
| 第105計算期間 | 0.05 |
| 第106計算期間 | 2.98 |
| 第107計算期間 | 3.58 |
| 第108計算期間 | 4.18 |
| 第109計算期間 | 2.08 |
| 第110計算期間 | 1.00 |
| 第111計算期間 | 0.80 |
| 第112計算期間 | 2.51 |
| 第113計算期間 | 0.23 |
| 第114計算期間 | 2.23 |

| | |
|----------|------|
| 第115計算期間 | 0.25 |
| 第116計算期間 | 2.38 |
| 第117計算期間 | 1.91 |
| 第118計算期間 | 2.21 |
| 第119計算期間 | 2.71 |
| 第120計算期間 | 1.64 |
| 第121計算期間 | 1.35 |
| 第122計算期間 | 1.43 |
| 第123計算期間 | 0.22 |
| 第124計算期間 | 2.97 |
| 第125計算期間 | 2.68 |
| 第126計算期間 | 1.79 |
| 第127計算期間 | 0.27 |
| 第128計算期間 | 2.25 |
| 第129計算期間 | 0.40 |
| 第130計算期間 | 0.95 |
| 第131計算期間 | 1.79 |
| 第132計算期間 | 6.89 |
| 第133計算期間 | 3.61 |
| 第134計算期間 | 1.85 |
| 第135計算期間 | 8.13 |
| 第136計算期間 | 1.14 |
| 第137計算期間 | 0.90 |
| 第138計算期間 | 1.12 |
| 第139計算期間 | 0.77 |
| 第140計算期間 | 0.39 |
| 第141計算期間 | 1.95 |
| 第142計算期間 | 0.60 |

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---------|---------------|---------------|----------------|
| 第23計算期間 | 5,250,525,235 | 517,824,198 | 45,295,073,192 |
| 第24計算期間 | 3,897,992,624 | 994,271,930 | 48,198,793,886 |
| 第25計算期間 | 3,334,555,731 | 1,697,522,001 | 49,835,827,616 |
| 第26計算期間 | 4,269,271,107 | 2,229,664,148 | 51,875,434,575 |
| 第27計算期間 | 5,691,052,392 | 1,575,684,770 | 55,990,802,197 |
| 第28計算期間 | 5,821,369,170 | 1,864,111,537 | 59,948,059,830 |
| 第29計算期間 | 4,333,898,102 | 1,906,683,981 | 62,375,273,951 |
| 第30計算期間 | 3,385,138,210 | 2,908,794,438 | 62,851,617,723 |

| | | | |
|---------|---------------|---------------|----------------|
| 第31計算期間 | 2,303,425,861 | 2,432,393,728 | 62,722,649,856 |
| 第32計算期間 | 795,583,492 | 1,819,636,582 | 61,698,596,766 |
| 第33計算期間 | 1,012,154,201 | 2,039,218,794 | 60,671,532,173 |
| 第34計算期間 | 622,928,137 | 1,830,235,130 | 59,464,225,180 |
| 第35計算期間 | 604,409,258 | 2,078,687,017 | 57,989,947,421 |
| 第36計算期間 | 1,587,300,231 | 2,590,262,246 | 56,986,985,406 |
| 第37計算期間 | 3,908,794,000 | 3,274,862,305 | 57,620,917,101 |
| 第38計算期間 | 1,409,528,279 | 1,142,032,935 | 57,888,412,445 |
| 第39計算期間 | 1,136,450,388 | 1,220,131,836 | 57,804,730,997 |
| 第40計算期間 | 771,402,952 | 1,177,571,438 | 57,398,562,511 |
| 第41計算期間 | 634,272,124 | 1,561,031,299 | 56,471,803,336 |
| 第42計算期間 | 230,776,417 | 6,543,814,922 | 50,158,764,831 |
| 第43計算期間 | 212,398,047 | 3,115,321,101 | 47,255,841,777 |
| 第44計算期間 | 226,275,908 | 3,234,992,116 | 44,247,125,569 |
| 第45計算期間 | 274,647,203 | 3,172,134,213 | 41,349,638,559 |
| 第46計算期間 | 372,823,754 | 2,765,754,092 | 38,956,708,221 |
| 第47計算期間 | 962,168,834 | 2,708,331,573 | 37,210,545,482 |
| 第48計算期間 | 898,097,997 | 2,122,046,679 | 35,986,596,800 |
| 第49計算期間 | 1,069,348,220 | 1,914,171,277 | 35,141,773,743 |
| 第50計算期間 | 712,832,360 | 1,333,421,174 | 34,521,184,929 |
| 第51計算期間 | 1,361,366,437 | 1,456,310,156 | 34,426,241,210 |
| 第52計算期間 | 495,874,568 | 1,376,740,833 | 33,545,374,945 |
| 第53計算期間 | 238,609,602 | 1,051,183,436 | 32,732,801,111 |
| 第54計算期間 | 238,646,062 | 1,285,809,109 | 31,685,638,064 |
| 第55計算期間 | 268,975,951 | 919,939,950 | 31,034,674,065 |
| 第56計算期間 | 139,684,423 | 837,804,847 | 30,336,553,641 |
| 第57計算期間 | 251,711,155 | 1,500,219,252 | 29,088,045,544 |
| 第58計算期間 | 255,690,710 | 2,169,838,804 | 27,173,897,450 |
| 第59計算期間 | 231,632,294 | 811,695,948 | 26,593,833,796 |
| 第60計算期間 | 156,955,352 | 679,172,507 | 26,071,616,641 |
| 第61計算期間 | 209,574,438 | 1,086,908,497 | 25,194,282,582 |
| 第62計算期間 | 399,189,323 | 458,139,489 | 25,135,332,416 |
| 第63計算期間 | 220,683,804 | 1,078,458,882 | 24,277,557,338 |
| 第64計算期間 | 249,773,807 | 724,113,629 | 23,803,217,516 |
| 第65計算期間 | 344,860,017 | 520,084,899 | 23,627,992,634 |
| 第66計算期間 | 350,802,320 | 647,537,840 | 23,331,257,114 |
| 第67計算期間 | 578,717,937 | 551,430,433 | 23,358,544,618 |
| 第68計算期間 | 379,553,953 | 627,578,948 | 23,110,519,623 |
| 第69計算期間 | 448,466,019 | 1,062,589,922 | 22,496,395,720 |
| 第70計算期間 | 432,253,374 | 518,484,350 | 22,410,164,744 |
| 第71計算期間 | 437,492,890 | 358,871,958 | 22,488,785,676 |
| 第72計算期間 | 404,282,496 | 382,018,122 | 22,511,050,050 |

| | | | |
|----------|-------------|-------------|----------------|
| 第73計算期間 | 523,899,953 | 508,857,938 | 22,526,092,065 |
| 第74計算期間 | 439,603,423 | 326,975,846 | 22,638,719,642 |
| 第75計算期間 | 726,626,238 | 467,532,249 | 22,897,813,631 |
| 第76計算期間 | 739,726,434 | 444,528,200 | 23,193,011,865 |
| 第77計算期間 | 295,172,495 | 432,473,212 | 23,055,711,148 |
| 第78計算期間 | 140,086,128 | 442,255,235 | 22,753,542,041 |
| 第79計算期間 | 110,080,189 | 417,561,139 | 22,446,061,091 |
| 第80計算期間 | 78,997,147 | 469,242,735 | 22,055,815,503 |
| 第81計算期間 | 113,904,013 | 508,819,651 | 21,660,899,865 |
| 第82計算期間 | 105,825,918 | 511,912,524 | 21,254,813,259 |
| 第83計算期間 | 147,442,017 | 308,206,749 | 21,094,048,527 |
| 第84計算期間 | 100,407,206 | 351,087,028 | 20,843,368,705 |
| 第85計算期間 | 142,964,061 | 333,749,500 | 20,652,583,266 |
| 第86計算期間 | 87,762,879 | 300,649,658 | 20,439,696,487 |
| 第87計算期間 | 151,271,420 | 338,398,781 | 20,252,569,126 |
| 第88計算期間 | 90,257,551 | 309,636,493 | 20,033,190,184 |
| 第89計算期間 | 122,842,100 | 357,357,763 | 19,798,674,521 |
| 第90計算期間 | 99,235,648 | 273,878,059 | 19,624,032,110 |
| 第91計算期間 | 71,915,869 | 727,156,099 | 18,968,791,880 |
| 第92計算期間 | 55,613,533 | 468,746,159 | 18,555,659,254 |
| 第93計算期間 | 122,553,074 | 383,162,579 | 18,295,049,749 |
| 第94計算期間 | 88,933,263 | 478,608,424 | 17,905,374,588 |
| 第95計算期間 | 96,364,487 | 379,068,925 | 17,622,670,150 |
| 第96計算期間 | 54,526,420 | 198,044,176 | 17,479,152,394 |
| 第97計算期間 | 77,025,373 | 269,478,156 | 17,286,699,611 |
| 第98計算期間 | 47,258,598 | 249,380,065 | 17,084,578,144 |
| 第99計算期間 | 89,730,378 | 420,468,177 | 16,753,840,345 |
| 第100計算期間 | 88,451,413 | 353,910,764 | 16,488,380,994 |
| 第101計算期間 | 89,451,421 | 237,383,854 | 16,340,448,561 |
| 第102計算期間 | 149,594,671 | 180,210,762 | 16,309,832,470 |
| 第103計算期間 | 103,031,314 | 252,441,354 | 16,160,422,430 |
| 第104計算期間 | 87,494,077 | 239,665,441 | 16,008,251,066 |
| 第105計算期間 | 108,769,341 | 244,163,319 | 15,872,857,088 |
| 第106計算期間 | 130,569,653 | 230,620,026 | 15,772,806,715 |
| 第107計算期間 | 146,694,329 | 187,241,184 | 15,732,259,860 |
| 第108計算期間 | 74,887,497 | 152,230,266 | 15,654,917,091 |
| 第109計算期間 | 78,713,161 | 210,913,768 | 15,522,716,484 |
| 第110計算期間 | 55,341,971 | 194,019,761 | 15,384,038,694 |
| 第111計算期間 | 58,784,730 | 213,166,889 | 15,229,656,535 |
| 第112計算期間 | 57,307,569 | 283,443,598 | 15,003,520,506 |
| 第113計算期間 | 41,832,479 | 265,216,626 | 14,780,136,359 |
| 第114計算期間 | 40,173,657 | 245,887,591 | 14,574,422,425 |

| | | | |
|----------|-------------|-------------|----------------|
| 第115計算期間 | 41,033,423 | 268,743,291 | 14,346,712,557 |
| 第116計算期間 | 36,258,064 | 151,787,501 | 14,231,183,120 |
| 第117計算期間 | 42,707,221 | 162,703,439 | 14,111,186,902 |
| 第118計算期間 | 67,725,104 | 172,272,234 | 14,006,639,772 |
| 第119計算期間 | 95,836,747 | 102,464,487 | 14,000,012,032 |
| 第120計算期間 | 59,352,595 | 143,326,579 | 13,916,038,048 |
| 第121計算期間 | 102,079,478 | 191,073,364 | 13,827,044,162 |
| 第122計算期間 | 43,926,643 | 135,554,867 | 13,735,415,938 |
| 第123計算期間 | 118,398,322 | 154,927,497 | 13,698,886,763 |
| 第124計算期間 | 73,003,654 | 157,459,144 | 13,614,431,273 |
| 第125計算期間 | 146,277,693 | 198,206,281 | 13,562,502,685 |
| 第126計算期間 | 45,474,121 | 98,393,387 | 13,509,583,419 |
| 第127計算期間 | 45,657,034 | 180,745,965 | 13,374,494,488 |
| 第128計算期間 | 50,864,868 | 163,869,814 | 13,261,489,542 |
| 第129計算期間 | 129,829,113 | 195,212,964 | 13,196,105,691 |
| 第130計算期間 | 56,008,746 | 173,403,087 | 13,078,711,350 |
| 第131計算期間 | 66,289,034 | 185,234,519 | 12,959,765,865 |
| 第132計算期間 | 57,297,098 | 187,387,501 | 12,829,675,462 |
| 第133計算期間 | 43,010,680 | 155,830,603 | 12,716,855,539 |
| 第134計算期間 | 30,954,571 | 88,024,497 | 12,659,785,613 |
| 第135計算期間 | 25,134,504 | 96,193,534 | 12,588,726,583 |
| 第136計算期間 | 20,165,476 | 105,625,019 | 12,503,267,040 |
| 第137計算期間 | 38,753,680 | 190,787,003 | 12,351,233,717 |
| 第138計算期間 | 44,011,577 | 122,479,632 | 12,272,765,662 |
| 第139計算期間 | 24,841,950 | 158,587,248 | 12,139,020,364 |
| 第140計算期間 | 24,377,909 | 164,615,604 | 11,998,782,669 |
| 第141計算期間 | 20,054,418 | 237,206,171 | 11,781,630,916 |
| 第142計算期間 | 25,549,081 | 267,203,958 | 11,539,976,039 |

(参考)

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

令和3年1月29日現在

(単位:円)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|-------|--------|---------------|---------|
| 国債証券 | インド | 1,353,886,668 | 15.26 |
| | マレーシア | 828,118,449 | 9.34 |
| | インドネシア | 822,775,723 | 9.28 |
| | タイ | 809,779,044 | 9.13 |

| | | |
|--------------------------|---------------|---------------|
| フィリピン | 752,461,342 | 8.48 |
| 韓国 | 681,592,540 | 7.68 |
| シンガポール | 548,687,508 | 6.19 |
| ニュージーランド | 249,099,482 | 2.81 |
| オーストラリア | 198,459,285 | 2.24 |
| アメリカ | 180,606,217 | 2.04 |
| 中国 | 31,817,338 | 0.36 |
| 小計 | 6,457,283,596 | 72.79 |
| 地方債証券 | 530,434,533 | 5.98 |
| 特殊債券 | オーストラリア | 576,590,074 |
| | 中国 | 534,271,273 |
| | インドネシア | 150,660,000 |
| | 小計 | 1,261,521,347 |
| 社債券 | 371,133,956 | 4.18 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | 250,449,514 | 2.83 |
| 純資産総額 | 8,870,822,946 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和3年1月29日現在
(単位:円)

| 資産の種類 | 建別 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------|----|--------|-------------|---------|
| 債券先物取引 | 買建 | 韓国 | 485,590,880 | 5.47 |
| | 売建 | アメリカ | 461,719,980 | 5.20 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和3年1月29日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|--------|------|-----------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------------|-----------------|
| フィリピン | 国債証券 | 6.25 PHILIPPI(GL) 360114 | 190,000,000 | 279.27 | 530,621,689 | 281.28 | 534,433,444 | 6.250000 | 2036/1/14 | 6.02 |
| インド | 国債証券 | 8.28 INDIA GOVT 320215 | 250,000,000 | 167.57 | 418,925,052 | 166.98 | 417,451,068 | 8.280000 | 2032/2/15 | 4.71 |
| マレーシア | 国債証券 | 4.127 MALAYSIA 320415 | 14,000,000 | 2,886.90 | 404,166,520 | 2,822.81 | 395,193,565 | 4.127000 | 2032/4/15 | 4.45 |
| インドネシア | 国債証券 | 6.625 INDONESIA 330515 | 50,000,000,000 | 0.76 | 380,632,500 | 0.75 | 378,333,750 | 6.625000 | 2033/5/15 | 4.26 |

| | | | | | | | | | | |
|----------|-------|---------------------------|----------------|-----------|-------------|-----------|-------------|----------|------------|------|
| タイ | 国債証券 | 3.775 THAILAND 320625 | 85,000,000 | 435.07 | 369,814,780 | 435.29 | 370,002,672 | 3.775000 | 2032/6/25 | 4.17 |
| シンガポール | 国債証券 | 2.875SINGAPORGGOVT 300901 | 4,000,000 | 9,272.15 | 370,886,300 | 9,206.65 | 368,266,206 | 2.875000 | 2030/9/1 | 4.15 |
| 中国 | 特殊債券 | 3.65 CHINA DEV 290521 | 20,000,000 | 1,624.20 | 324,841,184 | 1,619.94 | 323,988,362 | 3.650000 | 2029/5/21 | 3.65 |
| インド | 国債証券 | 7.59 INDIA GOVT 260111 | 200,000,000 | 158.28 | 316,562,688 | 156.96 | 313,920,000 | 7.590000 | 2026/1/11 | 3.54 |
| 韓国 | 国債証券 | 2.625 KOREA TREAS 280610 | 3,000,000,000 | 10.03 | 301,040,840 | 10.04 | 301,239,747 | 2.625000 | 2028/6/10 | 3.40 |
| ニュージーランド | 地方債証券 | 3.5 NZ LOCAL GOV 330414 | 3,100,000 | 9,102.08 | 282,164,609 | 8,977.27 | 278,295,585 | 3.500000 | 2033/4/14 | 3.14 |
| タイ | 国債証券 | 2.875 THAILAND 281217 | 65,000,000 | 396.14 | 257,492,554 | 395.30 | 256,946,733 | 2.875000 | 2028/12/17 | 2.90 |
| ニュージーランド | 地方債証券 | 3.338 AUCKLAND 260727 | 3,000,000 | 8,446.38 | 253,391,525 | 8,404.63 | 252,138,948 | 3.338000 | 2026/7/27 | 2.84 |
| ニュージーランド | 国債証券 | 1.5 NZ GOVT 310515 | 3,200,000 | 7,877.95 | 252,094,461 | 7,784.35 | 249,099,482 | 1.500000 | 2031/5/15 | 2.81 |
| 韓国 | 国債証券 | 1.5 KOREA TREASUR 250310 | 2,000,000,000 | 9.46 | 189,331,700 | 9.46 | 189,315,265 | 1.500000 | 2025/3/10 | 2.13 |
| タイ | 国債証券 | 1.25 THAILAND I/L 280312 | 50,000,000 | 349.87 | 182,208,638 | 351.17 | 182,829,639 | 1.250000 | 2028/3/12 | 2.06 |
| マレーシア | 国債証券 | 3.899 MALAYSIAGOV 271116 | 6,000,000 | 2,825.32 | 169,519,620 | 2,811.11 | 168,667,049 | 3.899000 | 2027/11/16 | 1.90 |
| オーストラリア | 特殊債券 | 2 WEST AUST TREAS 341024 | 2,000,000 | 8,294.05 | 165,881,043 | 8,268.09 | 165,361,820 | 2.000000 | 2034/10/24 | 1.86 |
| インドネシア | 国債証券 | 7 INDONESIA 270515 | 20,000,000,000 | 0.80 | 160,435,500 | 0.79 | 158,778,000 | 7.000000 | 2027/5/15 | 1.79 |
| インド | 国債証券 | 7.59 INDIA GOVT 290320 | 100,000,000 | 159.02 | 159,028,848 | 157.68 | 157,680,000 | 7.590000 | 2029/3/20 | 1.78 |
| インド | 国債証券 | 7.72 INDIA GOVT 250525 | 100,000,000 | 158.60 | 158,608,800 | 156.92 | 156,924,000 | 7.720000 | 2025/5/25 | 1.77 |
| インド | 国債証券 | 7.27 INDIA GOVT 260408 | 100,000,000 | 157.10 | 157,104,000 | 155.73 | 155,739,600 | 7.270000 | 2026/4/8 | 1.76 |
| インド | 国債証券 | 7.16 INDIA GOVT 230520 | 100,000,000 | 153.66 | 153,667,742 | 152.17 | 152,172,000 | 7.160000 | 2023/5/20 | 1.72 |
| インドネシア | 特殊債券 | 5.2 EIB(GL) 220301 | 20,000,000,000 | 0.76 | 152,130,000 | 0.75 | 150,660,000 | 5.200000 | 2022/3/1 | 1.70 |
| インドネシア | 国債証券 | 6.125 INDONESIA 280515 | 20,000,000,000 | 0.75 | 151,383,000 | 0.75 | 150,063,000 | 6.125000 | 2028/5/15 | 1.69 |
| オーストラリア | 特殊債券 | 6.5 QUEENSLAND 330314 | 1,200,000 | 12,500.23 | 150,002,838 | 12,428.45 | 149,141,501 | 6.500000 | 2033/3/14 | 1.68 |
| アメリカ | 社債券 | 6.15 POWER FIN 281206 | 1,000,000 | 12,695.30 | 126,953,082 | 12,613.51 | 126,135,147 | 6.150000 | 2028/12/6 | 1.42 |
| アメリカ | 社債券 | 5.375 PERUSAHAAN 290125 | 1,000,000 | 12,574.79 | 125,747,949 | 12,522.55 | 125,225,549 | 5.375000 | 2029/1/25 | 1.41 |
| アメリカ | 社債券 | 5.25 POWER FIN 280810 | 1,000,000 | 12,031.58 | 120,315,898 | 11,977.32 | 119,773,260 | 5.250000 | 2028/8/10 | 1.35 |
| アメリカ | 国債証券 | 4.8 SOCIA VIETNAM 241119 | 1,000,000 | 11,780.42 | 117,804,230 | 11,806.24 | 118,062,400 | 4.800000 | 2024/11/19 | 1.33 |
| 中国 | 特殊債券 | 3.18 CHINA DEV 260405 | 7,000,000 | 1,613.00 | 112,910,420 | 1,602.54 | 112,178,177 | 3.180000 | 2026/4/5 | 1.26 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和3年 1月29日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|----|---------|
|----|---------|

| | |
|-------|-------|
| 国債証券 | 72.79 |
| 地方債証券 | 5.98 |
| 特殊債券 | 14.22 |
| 社債券 | 4.18 |
| 合計 | 97.18 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和3年1月29日現在

| 資産の種類 | 地域 | 取引所名 | 資産の名称 | 建別 | 数量 | 通貨 | 簿価金額 | 簿価金額(円) | 評価金額 | 評価金額(円) | 投資比率(%) |
|--------|------|----------|--------------|----|----|--------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------|
| 債券先物取引 | アメリカ | シカゴ商品取引所 | NOTE2Y 2103 | 売建 | 20 | アメリカドル | 4,417,031.2 | 461,491,420 | 4,419,218.8 | 461,719,980 | 5.20 |
| | 韓国 | 韓国取引所 | KOREA10Y2103 | 買建 | 40 | 韓国ウォン | 5,184,000,000 | 485,740,800 | 5,182,400,000 | 485,590,880 | 5.47 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

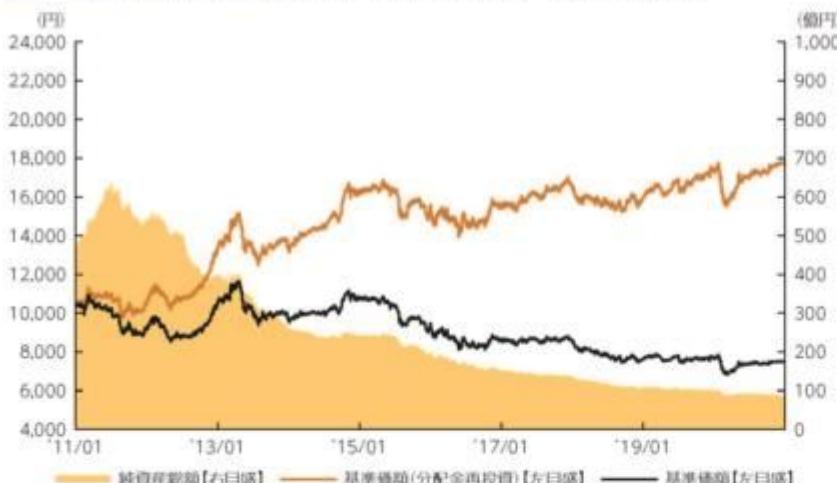
参考情報



運用実績

2021年1月29日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2011年1月31日～2021年1月29日



・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化

・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 7,526円 |
| 純資産総額 | 86.1億円 |

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

| | |
|----------|---------|
| 2021年1月 | 30円 |
| 2020年12月 | 30円 |
| 2020年11月 | 30円 |
| 2020年10月 | 30円 |
| 2020年9月 | 30円 |
| 2020年8月 | 30円 |
| 直近1年間累計 | 360円 |
| 設定来累計 | 10,105円 |

・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

| 種別構成 | 比率 | 組入上位通貨 | 比率 | 組入上位銘柄 | 種別 | 国・地域 | 比率 |
|--------------------|--------|--------------|-------|-------------------------------|-----|----------|------|
| 国債 | 72.6% | 1 インドルピー | 16.6% | 1 6.25 PHILIPPI(GL) 360114 | 国債 | フィリピン | 6.0% |
| 地方債 | 6.0% | 2 インドネシアルピア | 13.2% | 2 8.28 INDIA GOVT 320215 | 国債 | インド | 4.7% |
| 特殊債 | 14.2% | 3 マレーシアリンギット | 9.4% | 3 4.127 MALAYSIA 320415 | 国債 | マレーシア | 4.4% |
| 社債 | 4.2% | 4 韓国ウォン | 9.4% | 4 6.625 INDONESIA 330515 | 国債 | インドネシア | 4.3% |
| | | 5 タイバーツ | 9.1% | 5 3.775 THAILAND 320625 | 国債 | タイ | 4.2% |
| | | 6 ニュージーランドドル | 8.8% | 6 2.875 SINGAPORE GOVT 300901 | 国債 | シンガポール | 4.1% |
| | | 7 オーストラリアドル | 8.8% | 7 3.65 CHINA DEV 290521 | 特殊債 | 中国 | 3.6% |
| コールローン他 (負債控除後) | 3.0% | 8 フィリピンペソ | 8.5% | 8 7.59 INDIA GOVT 260111 | 国債 | インド | 3.5% |
| 合計 | 100.0% | 9 中国元 | 6.5% | 9 2.625 KOREA TREAS 280610 | 国債 | 韓国 | 3.4% |
| | | 10 シンガポールドル | 6.2% | 10 3.5 NZ LOCAL GOV 330414 | 地方債 | ニュージーランド | 3.1% |

その他資産の状況

| | 比率 |
|------------|-------|
| 債券先物取引(買建) | 5.5% |
| 債券先物取引(売建) | -5.2% |

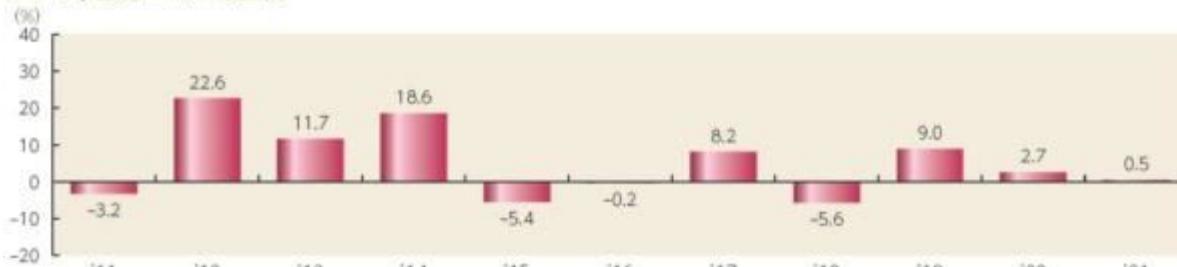
・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・社債には政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券が含まれています。

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

・「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

■ 年間收益率の推移



・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

・2021年は年初から1月29日までの收益率を表示

・ファンダムーチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1 【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。
ただし、以下の日は申込みができません。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

シドニー先物取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

その他

販売会社によっては、以下のファンド間でスイッチング^{*}による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の取得申込みに関する取扱いも同様とします。また、スイッチングについての申込単位、申込手数料は販売会社が定めるものとします。くわしくは、販売会社にご確認ください。

- ・ 「アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）」
- ・ 「アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（年2回決算型）」

* スイッチングとは、上記のいずれか一方のファンドを解約した受取金額をもって他方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

シドニー先物取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行なうため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

その他

販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様とします。くわしくは、販売会社にご確認ください。

なお、スイッチングにより解約をする場合も、信託財産留保額が差引かれ、解約金の利益に対して税金がかかります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情

報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2024年1月5日まで（2009年1月16日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎月8日から翌月7日までとします。（ただし、第1計算期間は2009年1月16日から2009年4月7日までとします。）

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年1月および7月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払いま

す。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（2）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年7月8日から令和3年1月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)】

(1) 【貸借対照表】

| | (単位:円) | |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| | 前期 [令和 2年 7月 7日現在] | 当期 [令和 3年 1月 7日現在] |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 75,226,678 | 74,586,969 |
| 親投資信託受益証券 | 9,184,233,623 | 8,627,212,365 |
| 未収入金 | 13,798,897 | 17,506,769 |
| 流動資産合計 | <u>9,273,259,198</u> | <u>8,719,306,103</u> |
| 資産合計 | <u>9,273,259,198</u> | <u>8,719,306,103</u> |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 37,509,801 | 34,619,928 |
| 未払解約金 | 11,789,818 | 19,257,496 |
| 未払受託者報酬 | 322,347 | 326,318 |
| 未払委託者報酬 | 11,765,677 | 11,910,721 |
| 未払利息 | 133 | 132 |
| その他未払費用 | 32,224 | 32,621 |
| 流動負債合計 | <u>61,420,000</u> | <u>66,147,216</u> |
| 負債合計 | <u>61,420,000</u> | <u>66,147,216</u> |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 12,503,267,040 | 11,539,976,039 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 3,291,427,842 | 2,886,817,152 |
| (分配準備積立金) | <u>1,049,744</u> | <u>875,451</u> |
| 元本等合計 | <u>9,211,839,198</u> | <u>8,653,158,887</u> |
| 純資産合計 | <u>9,211,839,198</u> | <u>8,653,158,887</u> |
| 負債純資産合計 | <u>9,273,259,198</u> | <u>8,719,306,103</u> |

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 自 令和 2年 1月 8日 至 令和 2年 7月 7日 | 当期 自 令和 2年 7月 8日 至 令和 3年 1月 7日 |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 8,878,420 | 447,031,452 |
| 営業収益合計 | <u>8,878,420</u> | <u>447,031,452</u> |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 11,880 | 11,621 |
| 受託者報酬 | 2,047,620 | 1,992,970 |
| 委託者報酬 | 74,738,098 | 72,743,363 |
| その他費用 | 204,704 | 199,230 |
| 営業費用合計 | <u>77,002,302</u> | <u>74,947,184</u> |
| 営業利益又は営業損失() | 68,123,882 | 372,084,268 |
| 経常利益又は経常損失() | 68,123,882 | 372,084,268 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 68,123,882 | 372,084,268 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 1,022,856 | 1,284,812 |
| 期首剩余金又は期首次損金() | 3,145,967,136 | 3,291,427,842 |
| 剩余金増加額又は欠損金減少額 | 216,080,147 | 295,888,061 |
| 当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | 216,080,147 | 295,888,061 |
| 剩余金減少額又は欠損金増加額 | 63,619,890 | 45,826,601 |
| 当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 | 63,619,890 | 45,826,601 |
| 分配金 | <u>228,774,225</u> | <u>216,250,226</u> |
| 期末剩余金又は期末欠損金() | <u>3,291,427,842</u> | <u>2,886,817,152</u> |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
|--------------------|---|

(貸借対照表に関する注記)

| | 前期 [令和2年7月7日現在] | 当期 [令和3年1月7日現在] |
|-----------|-----------------------------|--------------------|
| 1. 期首元本額 | 13,078,711,350円 | 12,503,267,040円 |
| 期中追加設定元本額 | 242,851,363円 | 177,588,615円 |
| 期中一部解約元本額 | 818,295,673円 | 1,140,879,616円 |
| 2. 元本の欠損 | 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | 3,291,427,842円 |
| | | 2,886,817,152円 |
| 3. 受益権の総数 | 12,503,267,040口 | 11,539,976,039口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期 自 令和2年1月8日 至 令和2年7月7日 | 当期 自 令和2年7月8日 至 令和3年1月7日 | |
|--------------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 1. 分配金の計算過程 | 1. 分配金の計算過程 | |
| 第131期 令和2年1月8日 令和2年2月7日 | 第137期 令和2年7月8日 令和2年8月7日 | |
| 項目 | A | B |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 32,114,740円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 589,300,116円 |
| 分配準備積立金額 | D | 314,496円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 621,729,352円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 12,959,765,865口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 479円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 38,879,297円 |
| 第132期 令和2年2月8日 | 第138期 令和2年8月8日 | |
| 項目 | A | B |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 26,055,635円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 479,246,317円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,205,381円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 506,507,333円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 12,351,233,717口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 410円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 37,053,701円 |

| 前期 | | | 当期 | | |
|-------------------------------|--------------|-----------------|-------------------------------|--------------|-----------------|
| 自 令和 2年 1月 8日 | | | 自 令和 2年 7月 8日 | | |
| 至 令和 2年 7月 7日 | | | 至 令和 3年 1月 7日 | | |
| 令和 2年 3月 9日 | | | 令和 2年 9月 7日 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 19,952,934円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 26,886,942円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 577,066,578円 | 収益調整金額 | C | 466,462,943円 |
| 分配準備積立金額 | D | 70,405円 | 分配準備積立金額 | D | 111,789円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 597,089,917円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 493,461,674円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 12,829,675,462口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 12,272,765,662口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 465円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 402円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 | 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金額 | I=F*H/10,000 | 38,489,026円 | 収益分配金額 | I=F*H/10,000 | 36,818,296円 |
| 第133期 | | | 第139期 | | |
| 令和 2年 3月10日 | | | 令和 2年 9月 8日 | | |
| 令和 2年 4月 7日 | | | 令和 2年10月 7日 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 18,082,634円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 15,580,821円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 552,993,416円 | 収益調整金額 | C | 450,496,557円 |
| 分配準備積立金額 | D | 889,073円 | 分配準備積立金額 | D | 1,392,364円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 571,965,123円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 467,469,742円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 12,716,855,539口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 12,139,020,364口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 449円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 385円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 | 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金額 | I=F*H/10,000 | 38,150,566円 | 収益分配金額 | I=F*H/10,000 | 36,417,061円 |
| 第134期 | | | 第140期 | | |
| 令和 2年 4月 8日 | | | 令和 2年10月 8日 | | |
| 令和 2年 5月 7日 | | | 令和 2年11月 9日 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 27,219,234円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 21,930,254円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 530,313,193円 | 収益調整金額 | C | 424,938,867円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,177,513円 | 分配準備積立金額 | D | 1,221,688円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 558,709,940円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 448,090,809円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 12,659,785,613口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 11,998,782,669口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 441円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 373円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 | 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金額 | I=F*H/10,000 | 37,979,356円 | 収益分配金額 | I=F*H/10,000 | 35,996,348円 |

| 前期 | | | 当期 | | |
|-------------------------------|--------------|-----------------|-------------------------------|--------------|-----------------|
| 自 令和 2年 1月 8日 | | | 自 令和 2年 7月 8日 | | |
| 至 令和 2年 7月 7日 | | | 至 令和 3年 1月 7日 | | |
| 第135期 | | | 第141期 | | |
| 令和 2年 5月 8日 | | | 令和 2年11月10日 | | |
| 令和 2年 6月 8日 | | | 令和 2年12月 7日 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 31,040,559円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 23,248,811円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 517,306,890円 | 収益調整金額 | C | 404,317,230円 |
| 分配準備積立金額 | D | 541,411円 | 分配準備積立金額 | D | 394,773円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 548,888,860円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 427,960,814円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 12,588,726,583口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 11,781,630,916口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 436円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 363円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 | 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 37,766,179円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 35,344,892円 |
| 第136期 | | | 第142期 | | |
| 令和 2年 6月 9日 | | | 令和 2年12月 8日 | | |
| 令和 2年 7月 7日 | | | 令和 3年 1月 7日 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 15,898,218円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 22,580,142円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 507,575,647円 | 収益調整金額 | C | 384,519,390円 |
| 分配準備積立金額 | D | 155,446円 | 分配準備積立金額 | D | 221,263円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 523,629,311円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 407,320,795円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 12,503,267,040口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 11,539,976,039口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 418円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 352円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 | 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 37,509,801円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 34,619,928円 |

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 前期 自 令和 2年 1月 8日 至 令和 2年 7月 7日 | 当期 自 令和 2年 7月 8日 至 令和 3年 1月 7日 |
|--------------------------|--|--------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> | 同左 |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 前期 [令和 2年 7月 7日現在] | 当期 [令和 3年 1月 7日現在] |
|----------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> | <p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p> |

| 区分 | 前期 [令和2年7月7日現在] | 当期 [令和3年1月7日現在] |
|----------------------------|--|--------------------|
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 [令和2年7月7日現在] | 当期 [令和3年1月7日現在] |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 親投資信託受益証券 | 94,800,710 | 63,919,919 |
| 合計 | 94,800,710 | 63,919,919 |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | 前期 [令和2年7月7日現在] | 当期 [令和3年1月7日現在] |
|--------------|--------------------|--------------------|
| 1口当たり純資産額 | 0.7368円 | 0.7498円 |
| (1万口当たり純資産額) | (7,368円) | (7,498円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|-----------|------------------------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド | 3,294,841,264 | 8,627,212,365 | |
| | 合計 | 3,294,841,264 | 8,627,212,365 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和3年1月7日現在]

| 資産の部 | |
|----------|---------------|
| 流動資産 | |
| 預金 | 14,994,952 |
| コール・ローン | 22,644,203 |
| 国債証券 | 6,486,020,304 |
| 地方債証券 | 537,703,513 |
| 特殊債券 | 1,256,007,029 |
| 社債券 | 392,411,703 |
| 派生商品評価勘定 | 6,907,383 |
| 未収入金 | 46,647,305 |
| 未収利息 | 89,289,747 |
| 前払費用 | 8,348,188 |
| 差入委託証拠金 | 70,922,551 |
| 流動資産合計 | 8,931,896,878 |
| 資産合計 | 8,931,896,878 |
| 負債の部 | |

[令和3年1月7日現在]

| 流動負債 | |
|-------------|---------------|
| 派生商品評価勘定 | 4,050,773 |
| 未払解約金 | 17,506,769 |
| 未払利息 | 40 |
| 流動負債合計 | 21,557,582 |
| 負債合計 | 21,557,582 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 3,402,926,847 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 5,507,412,449 |
| 元本等合計 | 8,910,339,296 |
| 純資産合計 | 8,910,339,296 |
| 負債純資産合計 | 8,931,896,878 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 直物為替先渡取引は原則として価格情報会社の提供する価額で評価しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | [令和3年1月7日現在] |
|------------------------------|----------------|
| 1. 期首 | 令和2年7月8日 |
| 期首先元本額 | 3,800,495,165円 |
| 期中追加設定元本額 | 9,258,514円 |
| 期中一部解約元本額 | 406,826,832円 |
| 元本の内訳 | |
| アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型) | 3,294,841,264円 |
| アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(年2回決算型) | 108,085,583円 |
| 合計 | 3,402,926,847円 |
| 2. 受益権の総数 | 3,402,926,847口 |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| | |
|-------------------------------|--|
| 区分 | 自 令和 2年 7月 8日 至 令和 3年 1月 7日 |
| 1 . 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。 |
| 2 . 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク | <p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、直物為替先渡取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> |
| 3 . 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> |

2 金融商品の時価等に関する事項

| | |
|---------------------------------|--|
| 区分 | [令和 3年 1月 7日現在] |
| 1 . 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2 . 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> |
| 3 . 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | [令和3年1月7日現在] |
|-------|--------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 国債証券 | 107,523,952 |
| 地方債証券 | 498,446 |
| 特殊債券 | 18,028,836 |
| 社債券 | 27,649,061 |
| 合計 | 153,700,295 |

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和3年1月7日現在]

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
|------|--------|-------------|-------|-------------|
| | | | うち1年超 | |
| 市場取引 | 債券先物取引 | 495,833,520 | | 491,961,600 |
| | | 454,733,045 | | 454,910,043 |
| | | 950,566,565 | | 946,871,643 |
| 合計 | | | | 4,048,918 |

(注)時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和3年1月7日現在]

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
|-----------|--------|----------|-----------|-----------|
| | | | うち1年超 | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | |
| | | 売建 | | |
| | | アメリカドル | 8,252,400 | 8,238,400 |
| | | シンガポールドル | 1,121,839 | 1,123,693 |
| | | | | 14,000 |
| | | | | 1,854 |

| | | | |
|----|-----------|-----------|--------|
| 合計 | 9,374,239 | 9,362,093 | 12,146 |
|----|-----------|-----------|--------|

(注)時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連（直物為替先渡取引）

[令和3年1月7日現在]

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | 時価(円) | | 評価損益(円) |
|-----------|----------------|-------------|-------|-------------|-----------|
| | | | うち1年超 | 1年以内 | |
| 市場取引以外の取引 | 直物為替先渡取引 買建 | | | | |
| | フィリピンペソ | 175,083,000 | | 175,665,738 | 582,738 |
| | インドネシアルピア | 180,232,500 | | 183,924,358 | 3,691,858 |
| | 韓国ウォン | 102,989,999 | | 104,513,901 | 1,523,902 |
| | インドルピー | 102,989,999 | | 104,084,883 | 1,094,884 |
| 合計 | | 561,295,498 | | 568,188,880 | 6,893,382 |

(注)時価の算定方法

価格情報会社の提供する価額で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | |
|--------------|--------------|
| | [令和3年1月7日現在] |
| 1口当たり純資産額 | 2.6184円 |
| (1万口当たり純資産額) | (26,184円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------------|------------|---------------------------|---------------|---------------|----|
| アメリカ ドル | 国債証券 | 4.8 SOCIA VIETNAM 241119 | 1,000,000.00 | 1,127,529.00 | |
| | | 6.75 SRI LANKA 280418 | 1,000,000.00 | 574,680.00 | |
| | 国債証券 小計 | | 2,000,000.00 | 1,702,209.00 | |
| | | | (175,310,504) | | |
| | 社債券 | 5.25 POWER FIN 280810 | 1,000,000.00 | 1,151,568.70 | |
| | | 5.375 PERUSAHAAN 290125 | 1,000,000.00 | 1,203,560.00 | |
| | | 5.45 PERUSAHAAN 280521 | 200,000.00 | 239,969.00 | |
| | | 6.15 POWER FIN 281206 | 1,000,000.00 | 1,215,094.59 | |
| | 社債券 小計 | | 3,200,000.00 | 3,810,192.29 | |
| | | | (392,411,703) | | |
| アメリカドル合計 | | | 5,200,000.00 | 5,512,401.29 | |
| | | | | (567,722,207) | |
| オースト ラリアドル | 国債証券 | 2.25 AUST GOVT 280521 | 1,000,000.00 | 1,109,929.40 | |
| | | 2.75 AUST GOVT 271121 | 1,200,000.00 | 1,369,819.92 | |
| | 国債証券 小計 | | 2,200,000.00 | 2,479,749.32 | |
| | | | (199,049,477) | | |
| | 特殊債券 | 1.75 QUEENSLAND 310821 | 1,000,000.00 | 1,041,785.20 | |
| | | 2 NEWSWALES 310320 | 1,000,000.00 | 1,064,712.60 | |
| | | 2 WEST AUST TREAS 341024 | 2,000,000.00 | 2,071,441.60 | |
| | | 3 NEWSWALES 290420 | 1,000,000.00 | 1,160,182.10 | |
| | | 6.5 QUEENSLAND 330314 | 1,200,000.00 | 1,873,162.32 | |
| | 特殊債券 小計 | | 6,200,000.00 | 7,211,283.82 | |
| | | | (578,849,752) | | |
| オーストラリアドル合計 | | | 8,400,000.00 | 9,691,033.14 | |
| | | | | (777,899,229) | |
| シンガ ポールド ル | 国債証券 | 2.25 SINGAPORGGOVT 360801 | 1,000,000.00 | 1,153,690.00 | |
| | | 2.875 SINGAPORGGOV 290701 | 1,000,000.00 | 1,163,500.00 | |
| | | 2.875SINGAPORGGOVT 300901 | 4,000,000.00 | 4,722,260.00 | |
| | シンガポールドル合計 | | 6,000,000.00 | 7,039,450.00 | |
| | | | | (550,344,201) | |
| マレーシ アリン ギット | 国債証券 | 3.885 MALAYSIAGOV 290815 | 3,000,000.00 | 3,295,408.20 | |
| | | 3.899 MALAYSIAGOV 271116 | 6,000,000.00 | 6,573,075.60 | |
| | | 4.127 MALAYSIA 320415 | 14,000,000.00 | 15,671,443.20 | |
| | | 4.392 MALAYSIAGOV 260415 | 3,000,000.00 | 3,329,639.40 | |

| | | | | | |
|------------|-------|---------------------------|--------------------|--------------------|--|
| | | 4.736 MALAYSIA GOV 460315 | 1,000,000.00 | 1,146,306.80 | |
| | | 4.762 MALAYSIA GOV 370407 | 2,200,000.00 | 2,565,383.04 | |
| | | マレーシアリンクット合計 | 29,200,000.00 | 32,581,256.24 | |
| | | | | (835,383,409) | |
| ニュージーランドドル | 国債証券 | 1.5 NZ GOVT 310515 | 3,200,000.00 | 3,369,345.92 | |
| | | 国債証券 小計 | 3,200,000.00 | 3,369,345.92 | |
| | | | | (253,105,265) | |
| | 地方債証券 | 3.338 AUCKLAND 260727 | 3,000,000.00 | 3,386,681.70 | |
| | | 3.5 NZ LOCAL GOV 330414 | 3,100,000.00 | 3,771,245.79 | |
| | | 地方債証券 小計 | 6,100,000.00 | 7,157,927.49 | |
| | | | | (537,703,513) | |
| | | ニュージーランドドル合計 | 9,300,000.00 | 10,527,273.41 | |
| | | | | (790,808,778) | |
| タイバーツ | 国債証券 | 1.25 THAILAND I/L 280312 | 50,000,000.00 | 52,358,804.27 | |
| | | 2.875 THAILAND 281217 | 65,000,000.00 | 73,992,113.00 | |
| | | 3.775 THAILAND 320625 | 85,000,000.00 | 106,268,615.00 | |
| | | タイバーツ合計 | 200,000,000.00 | 232,619,532.27 | |
| | | | | (800,211,191) | |
| フィリピンペソ | 国債証券 | 3.9 PHILIPPIN(GL) 221126 | 50,000,000.00 | 51,124,920.00 | |
| | | 6.25 PHILIPPI(GL) 360114 | 190,000,000.00 | 244,526,124.00 | |
| | | 6.25 PHILIPPINE 280322 | 40,000,000.00 | 49,016,668.00 | |
| | | フィリピンペソ合計 | 280,000,000.00 | 344,667,712.00 | |
| | | | | (737,588,903) | |
| インドネシアアルピア | 国債証券 | 6.125 INDONESIA 280515 | 20,000,000,000.00 | 20,184,400,000.00 | |
| | | 6.375 INDONESIA 420415 | 10,000,000,000.00 | 9,215,179,100.00 | |
| | | 6.5 INDONESIA 250615 | 3,000,000,000.00 | 3,154,080,000.00 | |
| | | 6.625 INDONESIA 330515 | 50,000,000,000.00 | 50,751,000,000.00 | |
| | | 7 INDONESIA 270515 | 20,000,000,000.00 | 21,391,400,000.00 | |
| | | 8.125 INDONESIA 240515 | 2,000,000,000.00 | 2,197,300,000.00 | |
| | | 8.25 INDONESIA 290515 | 3,000,000,000.00 | 3,438,300,000.00 | |
| | | 国債証券 小計 | 108,000,000,000.00 | 110,331,659,100.00 | |
| | | | | (816,454,277) | |
| | 特殊債券 | 5.2 EIB(GL) 220301 | 20,000,000,000.00 | 20,284,000,000.00 | |
| | | 特殊債券 小計 | 20,000,000,000.00 | 20,284,000,000.00 | |
| | | | | (150,101,600) | |
| | | インドネシアアルピア合計 | 128,000,000,000.00 | 130,615,659,100.00 | |
| | | | | (966,555,877) | |
| 韓国ウォン | 国債証券 | 1.5 KOREA TREASUR 250310 | 2,000,000,000.00 | 2,020,615,800.00 | |
| | | 1.5 KOREA TREASUR 261210 | 1,000,000,000.00 | 1,002,114,500.00 | |
| | | 2.125 KOREA TREAS 270610 | 1,000,000,000.00 | 1,037,318,500.00 | |
| | | 2.625 KOREA TREAS 280610 | 3,000,000,000.00 | 3,212,815,800.00 | |
| | | 韓国ウォン合計 | 7,000,000,000.00 | 7,272,864,600.00 | |
| | | | | (690,194,850) | |

| | | | | | | |
|----------|---------|--------------------------|----------------|-----------------------------------|--|--|
| インドルピー | 国債証券 | 7.16 INDIA GOVT 230520 | 100,000,000.00 | 106,713,710.00 | | |
| | | 7.27 INDIA GOVT 260408 | 100,000,000.00 | 109,100,000.00 | | |
| | | 7.59 INDIA GOVT 260111 | 200,000,000.00 | 219,835,200.00 | | |
| | | 7.59 INDIA GOVT 290320 | 100,000,000.00 | 110,436,700.00 | | |
| | | 7.72 INDIA GOVT 250525 | 100,000,000.00 | 110,145,000.00 | | |
| | | 8.28 INDIA GOVT 320215 | 250,000,000.00 | 290,920,175.00 | | |
| インドルピー合計 | | | 850,000,000.00 | 947,150,785.00 (1,344,954,114) | | |
| 中国元 | 国債証券 | 2.85 CHINA GOVT 270604 | 2,000,000.00 | 1,967,250.50 | | |
| | 国債証券 小計 | | 2,000,000.00 | 1,967,250.50 (31,357,972) | | |
| | 特殊債券 | 3.18 CHINA DEV 260405 | 7,000,000.00 | 6,961,185.00 | | |
| | | 3.24 AGRICUL DEV 240814 | 1,000,000.00 | 1,002,395.00 | | |
| | | 3.43 CHINA DEV 270114 | 1,000,000.00 | 1,000,477.30 | | |
| | | 3.65 CHINA DEV 290521 | 20,000,000.00 | 20,027,200.00 | | |
| | | 3.68 CHINA DEV 260226 | 3,000,000.00 | 3,058,307.10 | | |
| | | 3.86 EXPORT-IMPOR 290520 | 1,000,000.00 | 1,015,409.10 | | |
| 特殊債券 小計 | | | 33,000,000.00 | 33,064,973.50 (527,055,677) | | |
| 中国元合計 | | | 35,000,000.00 | 35,032,224.00 (558,413,649) | | |
| ユーロ | 国債証券 | 0.875 PHILIPPINE 270517 | 400,000.00 | 409,872.80 | | |
| ユーロ合計 | | | 400,000.00 | 409,872.80 (52,066,141) | | |
| 合計 | | | | 8,672,142,549 (8,672,142,549) | | |

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 種類 | 銘柄数 | 組入債券時価比率 | 有価証券の合計金額に対する比率 |
|------------|-----------|----------|-----------------|
| アメリカドル | 国債証券 2銘柄 | 30.88% | 2.02% |
| | 社債券 4銘柄 | 69.12% | 4.52% |
| オーストラリアドル | 国債証券 2銘柄 | 25.59% | 2.30% |
| | 特殊債券 5銘柄 | 74.41% | 6.67% |
| シンガポールドル | 国債証券 3銘柄 | 100.00% | 6.35% |
| マレーシアリンギット | 国債証券 6銘柄 | 100.00% | 9.63% |
| ニュージーランドドル | 国債証券 1銘柄 | 32.01% | 2.92% |
| | 地方債証券 2銘柄 | 67.99% | 6.20% |
| タイバーツ | 国債証券 3銘柄 | 100.00% | 9.23% |

| | | | | |
|-----------|------|-----|---------|--------|
| フィリピンペソ | 国債証券 | 3銘柄 | 100.00% | 8.51% |
| インドネシアルピア | 国債証券 | 7銘柄 | 84.47% | 9.41% |
| | 特殊債券 | 1銘柄 | 15.53% | 1.73% |
| 韓国ウォン | 国債証券 | 4銘柄 | 100.00% | 7.96% |
| インドルピー | 国債証券 | 6銘柄 | 100.00% | 15.51% |
| 中国元 | 国債証券 | 1銘柄 | 5.62% | 0.36% |
| | 特殊債券 | 6銘柄 | 94.38% | 6.08% |
| ユーロ | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% | 0.60% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【アジア・パシフィック・ソブリン・オープン(毎月決算型)】

【純資産額計算書】

令和3年1月29日現在

(単位:円)

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 8,631,444,228 |
| 負債総額 | 15,567,999 |
| 純資産総額(-) | 8,615,876,229 |
| 発行済口数 | 11,448,092,754口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 0.7526 |
| (10,000口当たり) | (7,526) |

(参考)

アジア・パシフィック・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和3年1月29日現在

(単位:円)

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 8,886,162,642 |
| 負債総額 | 15,339,696 |
| 純資産総額(-) | 8,870,822,946 |
| 発行済口数 | 3,371,975,885口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 2.6307 |
| (10,000口当たり) | (26,307) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 謾渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2021年1月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年1月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本数 (本) | 純資産総額 (百万円) |
|------------|-----------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 874 | 15,827,561 |
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 1,523,225 |
| 単位型株式投資信託 | 74 | 328,992 |
| 単位型公社債投資信託 | 35 | 182,690 |
| 合計 | 999 | 17,862,468 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度に係る中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

| 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|------------------------|-----------------------|
|------------------------|-----------------------|

(資産の部)

流動資産

| | | | | |
|---------|---|------------|---|------------|
| 現金及び預金 | 2 | 53,969,686 | 2 | 56,398,457 |
| 有価証券 | | 1,403,513 | | 1,960,318 |
| 前払費用 | | 514,587 | | 575,904 |
| 未収入金 | | 2,284 | | 14,559 |
| 未収委託者報酬 | | 9,995,458 | | 10,296,453 |
| 未収収益 | 2 | 560,483 | 2 | 638,994 |
| 金銭の信託 | 2 | 100,000 | 2 | 100,000 |
| その他 | | 153,256 | | 254,330 |
| 流動資産合計 | | 66,699,271 | | 70,239,017 |

固定資産

有形固定資産

| | | | | |
|----------|---|-----------|---|-----------|
| 建物 | 1 | 617,032 | 1 | 584,048 |
| 器具備品 | 1 | 665,247 | 1 | 871,893 |
| 土地 | | 628,433 | | 628,433 |
| 有形固定資産合計 | | 1,910,713 | | 2,084,375 |

無形固定資産

| | | | | |
|-----------|--|-----------|--|-----------|
| 電話加入権 | | 15,822 | | 15,822 |
| ソフトウェア | | 3,670,753 | | 3,369,611 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 536,345 | | 1,374,932 |
| 無形固定資産合計 | | 4,222,921 | | 4,760,365 |

投資その他の資産

| | | | | |
|------------|---|------------|---|------------|
| 投資有価証券 | | 21,408,781 | | 16,704,756 |
| 関係会社株式 | | 320,136 | | 320,136 |
| 投資不動産 | 1 | 824,268 | 1 | 819,255 |
| 長期差入保証金 | | 593,536 | | 565,358 |
| 前払年金費用 | | 415,234 | | 375,031 |
| 繰延税金資産 | | 1,496,180 | | 1,912,824 |
| その他 | | 45,230 | | 45,230 |
| 貸倒引当金 | | 23,600 | | 23,600 |
| 投資その他の資産合計 | | 25,079,767 | | 20,718,993 |
| 固定資産合計 | | 31,213,401 | | 27,563,734 |
| 資産合計 | | 97,912,673 | | 97,802,752 |

(単位：千円)

| | |
|------------------------|-----------------------|
| 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|------------------------|-----------------------|

(負債の部)

流動負債

| | | | | |
|---------|---|-----------|---|-----------|
| 預り金 | | 293,258 | | 687,565 |
| 未払金 | | | | |
| 未払収益分配金 | | 170,281 | | 131,478 |
| 未払償還金 | | 448,695 | | 395,400 |
| 未払手数料 | 2 | 3,990,054 | 2 | 4,026,078 |
| その他未払金 | 2 | 3,961,765 | 2 | 3,818,195 |
| 未払費用 | 2 | 3,803,995 | 2 | 4,402,578 |
| 未払消費税等 | | 194,852 | | 629,469 |
| 未払法人税等 | | 573,657 | | 617,341 |

| | | |
|---------|------------|------------|
| 賞与引当金 | 901,135 | 933,517 |
| 役員賞与引当金 | 140,100 | 124,590 |
| その他 | 868,992 | 701,285 |
| 流動負債合計 | 15,346,788 | 16,467,499 |

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 固定負債 | | |
| 長期未払金 | 43,200 | 32,400 |
| 退職給付引当金 | 860,851 | 1,010,401 |
| 役員退職慰労引当金 | 144,303 | 130,784 |
| 時効後支払損引当金 | 247,767 | 238,811 |
| 固定負債合計 | 1,296,122 | 1,412,398 |
| 負債合計 | 16,642,910 | 17,879,897 |

(純資産の部)

| | | |
|----------|------------|------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,131 | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 3,572,096 | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | 41,160,616 | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | 44,732,712 | 44,732,712 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 342,589 | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 6,998,000 | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | 26,069,594 | 25,847,605 |
| 利益剰余金合計 | 33,410,184 | 33,188,194 |
| 株主資本合計 | 80,143,028 | 79,921,039 |

(単位：千円)

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|-----------------------|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,126,733 | 1,815 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,126,733 | 1,815 |
| 純資産合計 | 81,269,762 | 79,922,854 |
| 負債純資産合計 | 97,912,673 | 97,802,752 |

(2)【損益計算書】

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|---------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 70,375,414 | 67,967,489 |
| 投資顧問料 | 2,505,299 | 2,385,084 |
| その他営業収益 | 18,844 | 16,085 |
| 営業収益合計 | 72,899,557 | 70,368,658 |

営業費用

| | | | | |
|-------------|---|------------|---|------------|
| 支払手数料 | 2 | 28,533,952 | 2 | 27,106,451 |
| 広告宣伝費 | | 739,643 | | 696,418 |
| 公告費 | | 500 | | 1,000 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 1,794,755 | | 1,857,271 |
| 委託調査費 | | 12,194,996 | | 11,579,175 |
| 事務委託費 | | 1,016,816 | | 847,769 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | | 170,794 | | 153,731 |
| 印刷費 | | 427,442 | | 427,118 |
| 協会費 | | 48,375 | | 52,053 |
| 諸会費 | | 16,175 | | 15,990 |
| 事務機器関連費 | | 1,841,631 | | 1,953,926 |
| 営業費用合計 | | 46,785,083 | | 44,690,907 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | | | |
| 役員報酬 | | 349,083 | | 331,987 |
| 給料・手当 | | 6,453,717 | | 6,611,427 |
| 賞与引当金繰入 | | 901,135 | | 933,517 |
| 役員賞与引当金繰入 | | 140,100 | | 124,590 |
| 福利厚生費 | | 1,234,293 | | 1,276,950 |
| 交際費 | | 13,011 | | 11,871 |
| 旅費交通費 | | 200,426 | | 165,891 |
| 租税公課 | | 373,201 | | 360,165 |
| 不動産賃借料 | | 654,886 | | 647,402 |
| 退職給付費用 | | 428,912 | | 422,919 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 51,159 | | 48,183 |
| 固定資産減価償却費 | | 1,252,321 | | 1,307,555 |
| 諸経費 | | 523,213 | | 427,212 |
| 一般管理費合計 | | 12,575,461 | | 12,669,674 |
| 営業利益 | | 13,539,012 | | 13,008,076 |

(単位：千円)

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) | | |
|-------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--------|---------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 181,073 | 90,965 | |
| 受取利息 | 2 | 1,913 | 2 | 4,169 |
| 投資有価証券償還益 | | 416,706 | | 585,179 |
| 収益分配金等時効完成分 | | 44,392 | | 101,734 |
| 受取賃貸料 | 2 | 38,388 | 2 | 65,808 |
| その他 | | 11,871 | | 19,987 |
| 営業外収益合計 | | 694,346 | | 867,845 |
| 営業外費用 | | | | |
| 投資有価証券償還損 | | 118,173 | | 96,379 |
| 時効後支払損引当金繰入 | | 1,166 | | |
| 事務過誤費 | | 420 | | 3,483 |
| 賃貸関連費用 | | 35,994 | | 20,339 |
| その他 | | 1,481 | | 1,920 |

| | | | | |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 営業外費用合計 | | 157,235 | | 122,122 |
| 経常利益 | | 14,076,123 | | 13,753,799 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 501,778 | | 174,842 |
| 特別利益合計 | | 501,778 | | 174,842 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 135,399 | | 75,963 |
| 投資有価証券評価損 | | 62,310 | | 163,865 |
| 固定資産除却損 | 1 | 4,848 | 1 | 8,832 |
| 固定資産売却損 | | 225 | | 435 |
| システム関連費 | | 322,986 | | |
| 商標使用料 | | 90,000 | | |
| 特別損失合計 | | 615,770 | | 249,096 |
| 税引前当期純利益 | | 13,962,130 | | 13,679,545 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2 | 4,420,179 | 2 | 4,146,534 |
| 法人税等調整額 | | 100,112 | | 79,824 |
| 法人税等合計 | | 4,320,066 | | 4,226,359 |
| 当期純利益 | | 9,642,064 | | 9,453,186 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本合計 | |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 27,790,911 | 35,131,500 | 81,864,344 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | | | 11,363,380 | 11,363,380 | 11,363,380 |
| 当期純利益 | | | | | | | 9,642,064 | 9,642,064 | 9,642,064 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | | 1,721,316 | 1,721,316 | 1,721,316 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 26,069,594 | 33,410,184 | 80,143,028 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,484,913 | 1,484,913 | 83,349,257 |
| 当期変動額 | | | |
| 剩余金の配当 | | | 11,363,380 |
| 当期純利益 | | | 9,642,064 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 358,179 | 358,179 | 358,179 |
| 当期変動額合計 | 358,179 | 358,179 | 2,079,495 |
| 当期末残高 | 1,126,733 | 1,126,733 | 81,269,762 |

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | |
|--|-------|-------|----------|
| | 資本剰余金 | 利益剰余金 | その他利益剰余金 |
| | | | |

| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 26,069,594 | 33,410,184 | 80,143,028 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 9,675,175 | 9,675,175 | 9,675,175 |
| 当期純利益 | | | | | | | 9,453,186 | 9,453,186 | 9,453,186 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | | 221,989 | 221,989 | 221,989 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 25,847,605 | 33,188,194 | 79,921,039 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,126,733 | 1,126,733 | 81,269,762 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 9,675,175 |
| 当期純利益 | | | 9,453,186 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,124,917 | 1,124,917 | 1,124,917 |
| 当期変動額合計 | 1,124,917 | 1,124,917 | 1,346,907 |
| 当期末残高 | 1,815 | 1,815 | 79,922,854 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**(1)消費税等の会計処理**

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定期

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|-------|------------------------|-----------------------|
| 建物 | 551,025千円 | 599,542千円 |
| 器具備品 | 1,350,407千円 | 1,408,613千円 |
| 投資不動産 | 138,024千円 | 145,391千円 |

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|--------|------------------------|-----------------------|
| 預金 | 240,211千円 | 314,247千円 |
| 未収収益 | 25,307千円 | 15,773千円 |
| 金銭の信託 | 100,000千円 | 100,000千円 |
| 未払手数料 | 671,568千円 | 712,210千円 |
| その他未払金 | 3,217,341千円 | 3,029,426千円 |
| 未払費用 | 444,754千円 | 432,019千円 |

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 建物 | 2,547千円 | |
| 器具備品 | 2,301千円 | 8,832千円 |

| | | |
|---|---------|---------|
| 計 | 4,848千円 | 8,832千円 |
|---|---------|---------|

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 支払手数料 | 5,298,064千円 | 5,234,629千円 |
| 受取利息 | 3千円 | 2千円 |
| 受取賃貸料 | 38,388千円 | 65,808千円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,216,517千円 | 3,030,180千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| 基準日 | 平成30年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| 基準日 | 平成31年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| 基準日 | 平成31年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| 基準日 | 令和2年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|-----|------------------------|-----------------------|
| 1年内 | 675,956千円 | 675,956千円 |
| 1年超 | 675,956千円 | |
| 合計 | 1,351,912千円 | 675,956千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれてありません(注2参照)。

第34期(平成31年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 53,969,686 | 53,969,686 | - |
| (2) 有価証券 | 1,403,513 | 1,403,513 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 9,995,458 | 9,995,458 | - |
| (4) 投資有価証券 | 21,353,421 | 21,353,421 | - |
| 資産計 | 86,722,080 | 86,722,080 | - |
| (1) 未払手数料 | 3,990,054 | 3,990,054 | - |
| 負債計 | 3,990,054 | 3,990,054 | - |

第35期(令和2年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 56,398,457 | 56,398,457 | - |
| (2) 有価証券 | 1,960,318 | 1,960,318 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 10,296,453 | 10,296,453 | - |
| (4) 投資有価証券 | 16,673,396 | 16,673,396 | - |
| 資産計 | 85,328,625 | 85,328,625 | - |

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|---|
| (1) 未払手数料 | 4,026,078 | 4,026,078 | - |
| 負債計 | 4,026,078 | 4,026,078 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|--------|------------------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 55,360 | 31,360 |
| 子会社株式 | 160,600 | 160,600 |
| 関連会社株式 | 159,536 | 159,536 |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 53,969,686 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 9,995,458 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 1,403,513 | 9,358,708 | 5,874,634 | 90,573 |
| 合計 | 65,368,659 | 9,358,708 | 5,874,634 | 90,573 |

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 56,398,457 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,296,453 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 1,960,318 | 5,652,257 | 4,813,929 | 27,375 |
| 合計 | 68,655,228 | 5,652,257 | 4,813,929 | 27,375 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千

円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|----------------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 14,744,545 | 12,559,380 | 2,185,164 |
| 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの | 小計 | 14,744,545 | 12,559,380 | 2,185,164 |
| | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| その他 | その他 | 8,012,389 | 8,573,551 | 561,161 |
| | 小計 | 8,012,389 | 8,573,551 | 561,161 |
| 合計 | | 22,756,935 | 21,132,932 | 1,624,002 |

第35期(令和2年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|----------------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 9,859,345 | 8,694,010 | 1,165,334 |
| 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの | 小計 | 9,859,345 | 8,694,010 | 1,165,334 |
| | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| その他 | その他 | 8,774,369 | 9,937,087 | 1,162,718 |
| | 小計 | 8,774,369 | 9,937,087 | 1,162,718 |
| 合計 | | 18,633,714 | 18,631,098 | 2,616 |

3. 売却したその他有価証券

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | 140,240 | 58,440 | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 5,222,594 | 443,338 | 135,399 |
| 合計 | 5,362,834 | 501,778 | 135,399 |

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | 8,940 | - | 15,060 |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 2,035,469 | 174,842 | 60,903 |
| 合計 | 2,044,409 | 174,842 | 75,963 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円(その他有価証券のその他62,310千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円(その他有価証券のその他163,865千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的な反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 3,729,252 千円 | 3,712,289 千円 |
| 勤務費用 | 193,531 | 204,225 |
| 利息費用 | 24,351 | 17,557 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 15,898 | 52,430 |
| 退職給付の支払額 | 218,947 | 162,904 |
| 過去勤務費用の発生額 | - | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 3,712,289 | 3,718,736 |

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | 2,723,393 千円 | 2,666,937 千円 |
| 期待運用収益 | 48,664 | 47,757 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 4,606 | 164,633 |
| 事業主からの拠出額 | 102,564 | 51,282 |
| 退職給付の支払額 | 203,077 | 140,518 |
| 年金資産の期末残高 | 2,666,937 | 2,460,824 |

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|-------------------------|------------------------|-----------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 3,125,760 千円 | 2,969,807 千円 |
| 年金資産 | 2,666,937 | 2,460,824 |
| | 458,822 | 508,982 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 586,529 | 748,929 |
| 未積立退職給付債務 | 1,045,351 | 1,257,911 |
| 未認識数理計算上の差異 | 114,968 | 203,136 |
| 未認識過去勤務費用 | 484,766 | 419,405 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 445,616 | 635,370 |
| 退職給付引当金 | 860,851 | 1,010,401 |
| 前払年金費用 | 415,234 | 375,031 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 445,616 | 635,370 |

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 勤務費用 | 193,531 千円 | 204,225 千円 |

| | | |
|-----------------|---------|---------|
| 利息費用 | 24,351 | 17,557 |
| 期待運用収益 | 48,664 | 47,757 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 43,633 | 24,035 |
| 理額 | | |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 65,361 | 65,361 |
| その他 | 5,986 | 6,427 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 284,199 | 269,848 |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|-----|------------------------|-----------------------|
| 債券 | 63.9 % | 64.7 % |
| 株式 | 33.2 | 32.3 |
| その他 | 2.9 | 3.0 |
| 合計 | 100 | 100 |

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|-----------------------|
| 割引率 | 0.035 ~ 0.49% | 0.095 ~ 0.52% |
| 長期期待運用收益率 | 1.5 ~ 1.8% | 1.5 ~ 1.8% |

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|------------------|------------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 436,050千円 | 427,046千円 |
| 投資有価証券評価損 | 223,821 | 226,322 |
| 未払事業税 | 109,109 | 117,461 |
| 賞与引当金 | 275,927 | 285,842 |
| 役員賞与引当金 | 19,428 | 19,703 |
| 役員退職慰労引当金 | 44,185 | 40,046 |
| 退職給付引当金 | 263,592 | 309,384 |
| 減価償却超過額 | 157,741 | 96,767 |
| 委託者報酬 | 264,398 | 213,044 |
| 長期差入保証金 | 31,721 | 40,180 |
| 時効後支払損引当金 | 75,866 | 73,124 |
| 連結納税適用による時価評価 | 148,858 | 57,656 |
| その他 | 71,320 | 123,248 |
| 繰延税金資産 小計 | 2,122,023 | 2,029,829 |

| | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産 合計 | 2,122,023 | 2,029,829 |
| | | |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | 127,144 | 114,834 |
| 連結納税適用による時価評価 | 1,320 | 1,260 |
| その他有価証券評価差額金 | 497,269 | 801 |
| その他 | 108 | 109 |
| 繰延税金負債 合計 | 625,842 | 117,005 |
| | | |
| 繰延税金資産の純額 | 1,496,180 | 1,912,824 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期(平成31年3月31日現在)及び第35期(令和2年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)及び第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)及び第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|-----|----------------------------|-------------|------------------|-------------|---------------------|---|---------------------------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | ㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ | 東京都 千代田区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株 会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 | 連結納税に 伴う支払 (注1) | 3,216,517 千円 | その他未払金 | 3,217,341 千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ 信託銀行㈱ | 東京都 千代田区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 100.0% | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) | 5,298,064 千円 | 未払手数料 | 671,568 千円 |
| | | | | | | 投資の助言 役員の兼任 | 投資助言料 (注3) | 695,834 千円 | 未払費用 | 365,510 千円 |

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|-----|----------------------------|-------------|------------------|-------------|---------------------|---|---------------------------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | ㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ | 東京都 千代田区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株 会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 | 連結納税に 伴う支払 (注1) | 3,030,180 千円 | その他未払金 | 3,029,426 千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ 信託銀行㈱ | 東京都 千代田区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 100.0% | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) | 5,234,629 千円 | 未払手数料 | 712,210 千円 |
| | | | | | | 投資の助言 役員の兼任 | 投資助言料 (注3) | 583,270 千円 | 未払費用 | 302,681 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|----|--------|-----|-----|-------|----------------|-----------|-------|----------|----|----------|
|----|--------|-----|-----|-------|----------------|-----------|-------|----------|----|----------|

| | | | | | | | | | | |
|-------------|----------------------|---------|--------------|-----|--------|---------------------------------------|-----------------------|--------------|--------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | (株)三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958百万円 | 銀行業 | なし(注1) | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) | 4,629,670千円 | 未払手数料 | 734,633千円 |
| | | | | | | | コーラブル預金の預入(注3) | 20,000,000千円 | 現金及び預金 | 20,000,000千円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) | 東京都千代田区 | 40,500百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | コーラブル預金に係る受取利息(注3) | 1,578千円 | 未収収益 | 1,578千円 |
| | | | | | | | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) | 6,152,016千円 | 未払手数料 | 962,840千円 |

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|-------------|----------------------|---------|--------------|-------|----------------|---------------------------------------|-----------------------|--------------|--------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | (株)三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958百万円 | 銀行業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) | 4,073,855千円 | 未払手数料 | 697,109千円 |
| | | | | | | | コーラブル預金の払戻(注3) | 20,000,000千円 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) | 東京都千代田区 | 40,500百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | コーラブル預金の預入(注3) | 20,000,000千円 | 現金及び預金 | 20,000,000千円 |
| | | | | | | | コーラブル預金に係る受取利息(注3) | 4,126千円 | 未収収益 | 997千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、

(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

(1) 株当たり情報

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 384,107.08円 | 377,741.17円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 45,571.50円 | 44,678.80円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|--------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円） | 9,642,064 | 9,453,186 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 9,642,064 | 9,453,186 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 211,581 | 211,581 |

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第36期中間会計期間
(令和2年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

| | |
|---------|------------|
| 現金及び預金 | 51,757,620 |
| 有価証券 | 47,281 |
| 前払費用 | 533,748 |
| 未収入金 | 22,328 |
| 未収委託者報酬 | 11,205,707 |
| 未収収益 | 1,109,882 |
| 金銭の信託 | 200,000 |
| その他 | 216,914 |
| 流動資産合計 | 65,093,483 |

固定資産

有形固定資産

| | | |
|----------|---|-----------|
| 建物 | 1 | 561,961 |
| 器具備品 | 1 | 1,130,570 |
| 土地 | | 628,433 |
| 有形固定資産合計 | | 2,320,965 |

無形固定資産

| | |
|--------|-----------|
| 電話加入権 | 15,822 |
| ソフトウェア | 3,039,396 |

2,003,918

5,059,137

| | |
|------------|------------|
| ソフトウェア仮勘定 | |
| 無形固定資産合計 | |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 17,150,138 |
| 関係会社株式 | 320,136 |
| 投資不動産 | 817,921 |
| 長期差入保証金 | 552,888 |
| 前払年金費用 | 316,933 |
| 繰延税金資産 | 1,088,156 |
| その他 | 45,230 |
| 貸倒引当金 | 23,600 |
| 投資その他の資産合計 | 20,267,805 |
| 固定資産合計 | 27,647,907 |
| 資産合計 | 92,741,391 |

(単位：千円)

第36期中間会計期間
(令和2年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

| | |
|---------|------------|
| 預り金 | 326,091 |
| 未払金 | |
| 未払収益分配金 | 158,732 |
| 未払償還金 | 133,877 |
| 未払手数料 | 4,401,647 |
| その他未払金 | 2,173,325 |
| 未払費用 | 4,669,476 |
| 未払消費税等 | 507,145 |
| 未払法人税等 | 523,722 |
| 賞与引当金 | 895,400 |
| 役員賞与引当金 | 76,200 |
| その他 | 699,988 |
| 流動負債合計 | 14,565,607 |

固定負債

| | |
|-----------|------------|
| 長期未払金 | 21,600 |
| 退職給付引当金 | 1,075,559 |
| 役員退職慰労引当金 | 133,578 |
| 時効後支払損引当金 | 248,354 |
| 固定負債合計 | 1,479,092 |
| 負債合計 | 16,044,700 |

(純資産の部)

株主資本

| | |
|----------|------------|
| 資本金 | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | 44,732,712 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 342,589 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | 20,902,380 |
| 利益剰余金合計 | 28,242,970 |
| 株主資本合計 | 74,975,814 |

(単位：千円)

第36期中間会計期間
(令和2年9月30日現在)

| | |
|--------------|------------|
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,720,876 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,720,876 |
| 純資産合計 | 76,696,691 |
| 負債純資産合計 | 92,741,391 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第36期中間会計期間
(自 令和2年4月1日
至 令和2年9月30日)

| | |
|-------------|------------|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 32,500,161 |
| 投資顧問料 | 1,178,818 |
| その他営業収益 | 6,615 |
| 営業収益合計 | 33,685,595 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 12,792,753 |
| 広告宣伝費 | 275,488 |
| 公告費 | 250 |
| 調査費 | |
| 調査費 | 1,005,823 |
| 委託調査費 | 5,663,034 |
| 事務委託費 | 344,079 |
| 営業雑経費 | |
| 通信費 | 208,539 |
| 印刷費 | 182,427 |
| 協会費 | 26,229 |
| 諸会費 | 8,309 |
| 事務機器関連費 | 917,566 |
| その他営業雑経費 | 126 |
| 営業費用合計 | 21,424,626 |
| 一般管理費 | |
| 給料 | |
| 役員報酬 | 171,181 |
| 給料・手当 | 2,786,316 |
| 賞与引当金繰入 | 895,400 |
| 役員賞与引当金繰入 | 76,200 |
| 福利厚生費 | 625,724 |
| 交際費 | 1,235 |
| 旅費交通費 | 10,767 |
| 租税公課 | 186,405 |
| 不動産賃借料 | 327,689 |
| 退職給付費用 | 229,835 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 11,763 |
| 固定資産減価償却費 | 1 |
| 643,956 | |
| 諸経費 | 188,448 |
| 一般管理費合計 | 6,154,923 |
| 営業利益 | 6,106,045 |

(単位：千円)

第36期中間会計期間

(自 令和2年4月1日

至 令和2年9月30日)

営業外収益

| | |
|-------------|---------|
| 受取配当金 | 17,539 |
| 受取利息 | 2,089 |
| 投資有価証券償還益 | 24,505 |
| 収益分配金等時効完成分 | 275,165 |
| 受取賃貸料 | 32,904 |
| その他 | 9,312 |
| 営業外収益合計 | 361,516 |

営業外費用

| | |
|-------------|-----------|
| 投資有価証券償還損 | 37,772 |
| 時効後支払損引当金繰入 | 13,892 |
| 賃貸関連費用 | 1 |
| その他 | 6,562 |
| 営業外費用合計 | 2,149 |
| | 60,377 |
| 経常利益 | 6,407,184 |

特別利益

| | |
|-----------|---------|
| 投資有価証券売却益 | 157,075 |
| 特別利益合計 | 157,075 |

特別損失

| | |
|--------------|-----------|
| 投資有価証券売却損 | 37,339 |
| 特別損失合計 | 37,339 |
| 税引前中間純利益 | 6,526,919 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,948,492 |
| 法人税等調整額 | 65,981 |
| 法人税等合計 | 2,014,473 |
| 中間純利益 | 4,512,445 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 | |
|-----------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 25,847,605 | 33,188,194 | 79,921,039 | |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 9,457,670 | 9,457,670 | 9,457,670 | |
| 中間純利益 | | | | | | | 4,512,445 | 4,512,445 | 4,512,445 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | | | | | | | 4,945,224 | 4,945,224 | 4,945,224 | |
| 当中間期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 20,902,380 | 28,242,970 | 74,975,814 | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,815 | 1,815 | 79,922,854 |
| 当中間期変動額 | | | |

| | | | |
|-----------------------|-----------|-----------|------------|
| 剰余金の配当 | | | 9,457,670 |
| 中間純利益 | | | 4,512,445 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 1,719,061 | 1,719,061 | 1,719,061 |
| 当中間期変動額合計 | 1,719,061 | 1,719,061 | 3,226,163 |
| 当中間期末残高 | 1,720,876 | 1,720,876 | 76,696,691 |

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

す。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

| 第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在) | |
|-----------------------------|-------------|
| 建物 | 621,629千円 |
| 器具備品 | 1,475,730千円 |
| 投資不動産 | 148,595千円 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

| 第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日) | |
|---|-----------|
| 有形固定資産 | 83,458千円 |
| 無形固定資産 | 560,498千円 |
| 投資不動産 | 3,204千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第36期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当中間会計期間 増加株式数 (株) | 当中間会計期間 減少株式数 (株) | 当中間会計期間末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| 基準日 | 令和2年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

(リース取引関係)

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | |
|-----|-----------|
| 1年内 | 337,978千円 |
| 1年超 | - |
| 合 計 | 337,978千円 |

(金融商品関係)

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

| | 中間貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|----------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 51,757,620 | 51,757,620 | - |
| (2) 有価証券 | 47,281 | 47,281 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 11,205,707 | 11,205,707 | - |
| (4) 投資有価証券 | 17,118,778 | 17,118,778 | - |
| 資産計 | 80,129,387 | 80,129,387 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,401,647 | 4,401,647 | - |
| 負債計 | 4,401,647 | 4,401,647 | - |

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、

異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額(千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|--------------------------------|-----|--------------------|--------------|-----------|
| 中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 14,690,037 | 11,992,800 | 2,697,236 |
| | 小計 | 14,690,037 | 11,992,800 | 2,697,236 |
| 中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 2,476,022 | 2,692,895 | 216,872 |
| | 小計 | 2,476,022 | 2,692,895 | 216,872 |
| 合計 | | 17,166,060 | 14,685,695 | 2,480,364 |

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)については、市場価格がなく、時価を把握するこ
とが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第36期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超える
ため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在) |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| 1株当たり純資産額 (算定上の基礎) | 362,493.28円 |
| 純資産の部の合計額(千円) | 76,696,691 |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円) | 76,696,691 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株) | 211,581 |

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりあります。

| 第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日) | |
|---|------------|
| 1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎) | 21,327.27円 |
| 中間純利益金額(千円) | 4,512,445 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 4,512,445 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 211,581 |

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

資本金の額：342,037百万円(2020年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

| 名称 | 資本金の額 (2020年9月末現在) | 事業の内容 |
|----------------|------------------------------|-------------------------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,404,065 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,711,958 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| PayPay銀行株式会社 | 37,250 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社イオン銀行 | 51,250 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社みちのく銀行 | 36,986 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社北都銀行 | 12,500 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社莊内銀行 | 8,500 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社東邦銀行 | 23,519 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社千葉興業銀行 | 62,120 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 43,734 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社第四北越銀行 | 32,776 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社清水銀行 | 10,816 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社十六銀行 | 36,839 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社京都銀行 | 42,103 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社関西みらい銀行 | 38,971 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社四国銀行 | 25,000 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社福岡銀行 | 82,329 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社佐賀銀行 | 16,062 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社十八親和銀行 | 36,800 百万円 (2020年10月1日現在) | 銀行業務を営んでいます。 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279 百万円 | 銀行業務および信託業務を営んでいます。 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037 百万円 | 銀行業務および信託業務を営んでいます。 |
| 株式会社あおぞら銀行 | 100,000 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社きらやか銀行 | 22,700 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社東和銀行 | 38,653 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社名古屋銀行 | 25,090 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社みなと銀行 | 39,984 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社徳島大正銀行 | 11,036 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社香川銀行 | 12,014 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社福岡中央銀行 | 4,000 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社長崎銀行 | 6,121 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社熊本銀行 | 33,847 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 岐阜信用金庫 | 20,883 百万円 | 金融業務を営んでいます。 |
| おかやま信用金庫 | 1,840 百万円 | 金融業務を営んでいます。 |
| 広島信用金庫 | 3,628 百万円 | 金融業務を営んでいます。 |
| 藍澤證券株式会社 | 8,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| a u カブコム証券株式会社 | 7,196 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 臼木証券株式会社 | 100 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| とちぎんTT証券株式会社 | 301 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

| | | |
|-----------------------|------------|-------------------------------|
| 岡三オンライン証券株式会社 | 2,500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| おきぎん証券株式会社 | 850 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| エイチ・エス証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 光世証券株式会社 | 12,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 13,500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社しん証券さかもと | 300 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 静銀ティーエム証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 北洋証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| スターツ証券株式会社 | 500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 大万証券株式会社 | 375 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| むさし証券株式会社 | 5,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 中銀証券株式会社 | 2,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| とうほう証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 内藤証券株式会社 | 3,002 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 南都まほろば証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| フィリップ証券株式会社 | 950 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| マネックス証券株式会社 | 12,200 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社証券ジャパン | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 百五証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ひろぎん証券株式会社 | 5,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三津井証券株式会社 | 558 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

岐阜信用金庫、おかやま信用金庫および広島信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

2 【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3 【資本関係】

該当ありません。（2021年1月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日 | 提出書類 |
|-------------|---------------|
| 2020年 9月23日 | 臨時報告書 |
| 2020年10月 6日 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 2020年10月 6日 | 有価証券報告書 |
| 2020年12月21日 | 臨時報告書 |

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行
行社員

公認会計士 青木裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行
行社員

公認会計士 伊藤鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年2月10日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和2年7月8日から令和3年1月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・パシフィック・ソブリン・オープン（毎月決算型）の令和3年1月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。